

# 刑 政

第 六 号

六 月 号

第 四 十 八 卷

雜  
報

將  
來  
の  
か  
ん  
ご  
く

フ  
ラ  
ン  
ク  
・  
シ  
ー  
・  
リ  
ツ  
チ  
モ  
ン  
ド

62

49

行  
刑  
回  
顧  
録  
(下)

清  
浦  
奎  
吾

40

作  
業  
の  
勉  
否  
並  
其  
の  
成  
績

寺  
光  
忠

24

罰  
金  
刑  
の  
諸  
問  
題

木  
村  
龜  
二

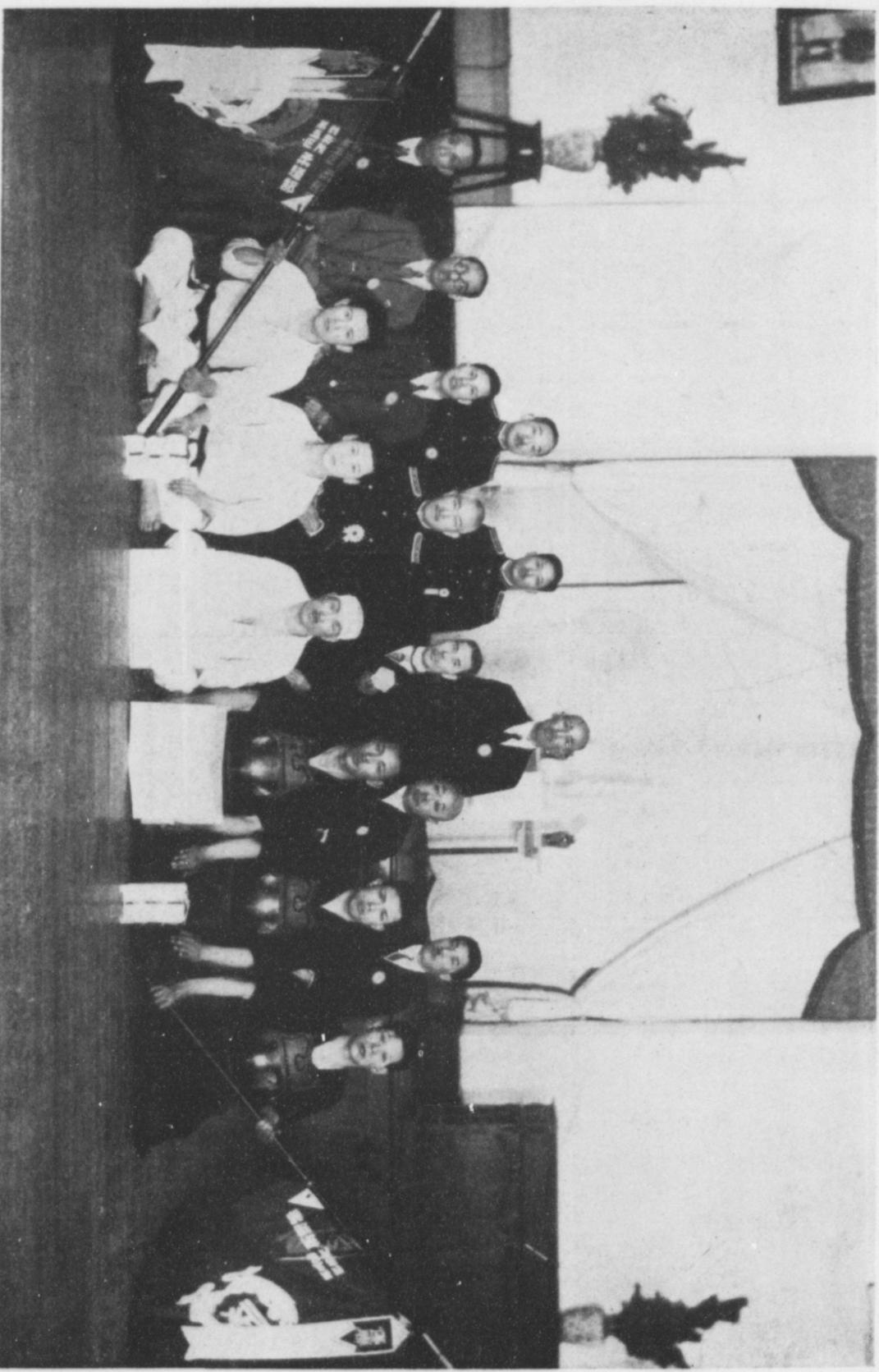
5

行  
刑  
博  
物  
館  
設  
置  
の  
要  
望  
(卷  
頭  
言)

正  
木  
亮

2

財 團 法 人 刑 務 協 會 發 行



第五區第九回武道會





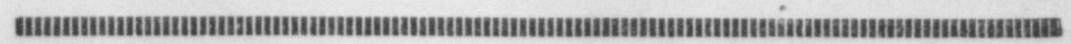
# 刑 政

行政事務の整理と改良



第 四 十 八 卷

六 月 號



## 行刑博物館設置の要望

行刑に關する博物館を設置する必要があるといふことは過去に於てわたくしたちが幾度か提唱したところではあつた。しかし、それはただわたくしたちが行刑を歴史的に觀て往時と今日との進化過程を誇らんがための理由に過ぎなかつた。

最近各地で所謂警察展覽會が流行した。そしてそれが開かれる度毎に設立者は必ず石川五右衛門の釜を借用したいと申出でた。その借用理由は石川五右衛門の釜が參觀者の人氣を呼ぶに一番効果があるからであるといふのである。次に、最近識者間に所謂革手錠とはどんな物であるかを見たがる人人が二、三に止まらなくなつた。その理由とするところは革手錠の存在がよいとか悪いとかの問題ではなく只有名な革手錠が見たいといふ好奇心によるものだと思ふ。

フランスのあの慘酷なギロチンの刑が行はれるときは今でも老若男女が見物に出かけるが之はひとり西洋人の慘忍性を物語るのみではなく人類の好奇心の發露であると思ふ。人類の好奇心は異常な出來事や秘密の場所に對して醸成され、それは動もすれば悪い群衆心理や物事に對する反感を導くものであるとされる。

かの革手錠問題や刑務所事故に對する三面記事的價値が高からしめられるのは行刑密行により世人が好奇心をそこに向け易いからであると思ふ。中岡良一を世のヒーローにしたり五・一五事件の釋放者を愛國者に加へたりすることは結局釋放時に於ける秘密がジャーナリズムの好奇心をそそる結果であると思はれるのである。

行刑の密行主義は見せしめ主義の刑罰公行時代に對する反動であつたので、見せしめ主義がなくなりそして教化主義が擡頭するに及んでは早くも之を捨つべかりしものであつたと思ふ。それを捨ててこそ行刑に對する眞の批判が立ち得られ根底的な進歩發達が期待出来るものであるとわたくしは深く信ずるものであるが、略ぼさやうな意味に於て行刑知識を世人に擴めるべくここに行刑博物館設置の提唱をした者がドイツのフィンケ H. Finken であつた。

氏の提唱する行刑博物館が從來諸外國の刑務所に設置せられるものと異るところは博物館の内容が行刑學的の構造を持つことである。從來のもの例へばハムブルグの刑務所博物館に付て見ても只歴史的に意義あるのみでそれが世人に役立つことは只グロテスクな好奇心を満足せしめるのみであらうと思はれる。之に反しフィンケはその提唱する博物館の内容を二部に分ち第一部を行刑施設部とし第二部を行刑運用部にしようとするのである。行刑施設部に陳列すべきものは、一、官吏に關するもの 二、囚人に關するもの 三、建造物に關するもの 四、作業組織 五、衛生、保護、教化に關するもの 六、戒護及懲罰に關するもの 七、文獻、とするのである。之によつて今日の行刑が如何なる役人により如何なる方法組織により實施されつつあるかを一目にして世人に知らしめ得るといふのである。

第二部即ち行刑運用部に於ては、一、自由時間中の用便に關するもの 二、反則に關するもの 三、性問題に關するもの 四、暴動——陰謀に關するもの 五、逃走及其未遂に關するもの 六、拘禁性精神病に關するもの 七、自殺及自殺未遂に關するものを陳列し之によつて今日の行刑が如何に運用されつつあるかを容易に認識せしめその結果として行刑の改良が促進されるであらうことは百の行刑學說

よりも有効であるといふのである。この結果として時代の改良は促進されるのである。この行刑の改良は、行刑の改良進歩の爲めに監獄の内容を社會に認識せしめることの必要を決議したのは今を去ること四十年の昔のバリ會議に於てのことであつたが、爾來行刑宣傳は至れり盡せりであるにもかかはらず猶三面記事がいかにも世の悪い好奇心をそそりつつあるかを思ふとき、わたくしはたしかにフインケの生ける行刑學即ち行刑博物館が極めて價値の多いものであることを認めざるを得ないのである。近時特に旺盛を極めつつあるかの法學生の刑務所團體見學が少くともそれによつて好奇心的のものでなくされることがわれわれにとつて如何に喜ばしいものであるか。

わたくしも亦茲にフインケと同じく行刑博物館設置の必要を提唱する。

昭和十年五年二十五日

正木 亮

## 罰金刑の諸問題

—— 刑事政策的考察 ——

木村 龜 二二

- 一 刑罰制度中における罰金刑の地位
- 二 刑罰としての罰金刑の機能と組織
- 三 罰金刑の執行猶豫と完納不能處分

一

罰金刑が刑罰制度として出現したのは、身體刑及び自由刑と比較して、更に歴史的には古いのであつて、普通それは原始的な賠償金制度(compensatio)から分化して行つたものであると考へられて居る(一)。即ち、原始的部族社會が崩壊して國家が成立するとともに、國家は、加害者の被害者に對する賠償金の支拂を義務的に強制し、賠償額を決定すると同時に、賠償金の一部分を自己の手に納めしめるやうになつたのである。この事實は、既に、ギリシヤの法律特にゴルチンの法典において見られたところであつて、ここでは、都市に對して支拂はれるところの一種の罰金と被害者に對して支拂はれるところの賠償金とが分化せしめられて居つた。又、ゲルマン民族の間で

も被害者に對して支拂はれるところの所謂贖罪金(Sühngeld, botka)の一部が所謂平和金(Friedensgeld, fredus, pax)として公共體に納められることとなつて居つたのである。勿論、この都市乃至公共體が收得したところの金額の性質が何であつたかについては學説は必ずしも一致しては居ない。人々は、ギリシヤ法においては、それは賠償金支拂の義務を拒否した者に對して加へられる一種の刑罰であつたとし、又、ゲルマン法に在つては、それは、公共平和を攪亂した犯人に對する刑罰として加へられたものであるとせられて居る。然し、學者に依つては、又、それは、被害者と加害者との間の賠償金支拂の交渉を確保する爲めに干渉するに至つたところの公共體の權利、換言すれば、賠償金支拂を確保する爲めに公共體に依つて與へられたところの保障の代價であるとせられて居る。勿論、その場合、公共體の財政的利益といふことも重要な動機であつた。又、公共體が自己の手の中に收めた額についても學説は分れて居り、その額は、始めは、賠償金の一部分であつたのが後には全部となつたとせられて居る。いづれにしても、かくして、一方では、被害者に對して賠償請求權が民法上の權利として認められると同時に、他方では、公共體の平和金徴收の權利が國家の罰金刑制度として認められるに至つたものと解せらるべきであらう。それは、ヨーロッパでは大體第十二三世紀のことであつたのである。

(1) Garçon, Le droit penal, 1922, p. 49, 76 et s.; Prins, Science penale et droit positif, 1899, p. 6 et s.; Hentig, Die Strafe, 1932, S. 259 ff.; vgl. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, 1. Bd. 1887, S. 164 f.

右の如くにして成立し今日に至つて居るところの罰金刑の現代の刑罰制度の中における地

位を見るに、それは、二つの方面から甚だ重要な意義を持つて居るのである。第一には、それが財産刑における中心的制度を形造つて居るといふことである。即ち、財産刑としては、現代の制度として罰金刑の外に、尙ほ、科料と沒收とが存在して居るのであるが、後の二者の地位は罰金刑に對しては寧ろ副次的であると謂ひ得るであらう。唯だ、最近に、財産刑の一種として『財産沒收』(Vermögenskonfiskation, Vermögensziehung)といふ制度が新しい意味において立てられることとなつて居る。例へば、ソヴェト・ロシア刑法では、その刑法第二〇條、第四〇條及び第四一條にこの新しい制度を規定し、又、最近のナチス刑法思想の中にも同様の制度の必要が認められつつあるのであるが、その適用の範圍は大體政治犯其他の若干の犯罪に限られて居る(二)。従つて、依然として、罰金刑は財産刑の中心的地位を保持して居るし、將來も、そのことには大なる變化も見られないであらう。

(1) Pasche-Oserki, Strafe und Strafvollzug in der Sowjet-Union, 1929, S. 18; Nationalsozialistisches Strafrecht (Denkschrift des Preussischen Justizministers), 1933, S. 140; Freisler-Laegebrunne, Grundzüge eines Allgemeinen Deutschen Strafrechts, 1934, S. 109 f.; Gürtner, Das kommende deutsche Strafrecht, 1934, S. 100.

然らば、第二に、罰金刑は今日の刑罰制度の全體の中において如何なる意義を持つて居るかといふに、勿論、それは刑の輕重から謂へば、死刑及び自由刑の次位に在ることは否定し難い(我が刑法第一〇條參照)。然し、その實際の運用においては、罰金刑は自由刑と匹敵する地位を持つて居るのである。否場合に依つては、罰金刑は自由刑以上の重要な意義を持つて居る。例へば、ヘンチヒの謂ふところに依ると(三)、ドイツでは、千八百八十二年には、刑罰の全體の中で、重懲役と

輕懲役との執行數は七三・二%であり、罰金刑の數は二五・三%であつたのが、千九百二十五年には右の率は各三五・三%と六三・六%とに逆轉して居るのである。我が國においても、ドイツの罰金刑に當るところの罰金科料刑の執行を受けた者の總數は、昭和五年には刑の執行を受けた被告人の全體中の八七%を占め、懲役禁錮刑の執行を受けた者の數は單に一二%に過ぎないといふ事實が示されて居る(四)。これ等の事實に依つて、今日、罰金刑が刑罰制度中に如何に大きな地位を持つものであるかといふことを理解し得ると思ふ。

(11) Henig, *Ibid.*, S. 268.

(四) 第五十一回日本帝國統計年鑑(昭和七年)第三三四頁參照。

かくて、歴史的には甚だ古い起原を有し、しかも、今日の刑罰制度の中において甚だ重要な役割を與へられて居るところの罰金刑の刑罰制度としての價值機能を考察し、其の刑事政策的意義を批判し研究することは、甚だ重要であり且つ必要なことであると謂はねばならぬ。特に、それが自由刑と深い關係に在り、諸外國の立法及び我が刑法草案においては、自由刑と換刑せられ得ることとなつて居る點からも、罰金刑の刑事政策的價值と意義とを論定することは、自由刑の問題と關聯して、不可避的に必要なことに屬するのである。

二

刑罰としての罰金刑の特質は、それが、それ自體において、即ち、一定の金額の剝奪それ自體にお

いて、直ちに、一般的に且つ十分に、刑罰的機能を發揮し得ないといふことである。換言すれば、罰金刑は、それが刑罰目的以外の目的の爲めの手段としても使用せられ得るものであり、且つ、その刑罰としての効果において普遍性を缺き、又、十分でないといふことにその特性を持ち、従つて、又、然るが故に、その組織を如何にするかについて特に刑事政策的考察を必要とするのである。

先づ、第一に、罰金刑と死刑又は自由刑との差異を見るに、死刑又は自由刑は、それ自體直接に且つ専ら刑罰目的の手段としてのみ存在の理由を持つて居るのに對して、罰金刑においては必ずしも然りとは爲し得ない。勿論、この場合の刑罰目的が事實上如何に解せられようとそれはここでは重要でない。然し、いづれにしても、死刑は應報なり一般豫防なりの目的以外の手段としての意義を持たず、又、自由刑も教育なり豫防なり又は應報なりの目的の手段としてのみその直接の機能を營み得るに過ぎない。然るに、罰金刑は、勿論、それに因つて教育的若は應報的機能を營ましめ得ないではないが、又、それ以外の機能、特に、その最も著しいものとしては、國庫の收入を増加するといふ刑罰目的とは何等關係のないところの財政的目的の手段としての機能を持たしめられ得るのであり、且つ、得たのである。否、歴史的な起原に遡つて見るならば、罰金刑は寧ろ公共體の財政的目的を唯一の機能として持つて居つたのであると爲し得る。特に、中世における罰金刑は財政的目的に重きが置かれた。その一例として、ドイツ中世のフィリンゲン市の刑法についてマイヤーが述べて居るところを引用して見よう。曰く、フィリンゲン市の法律において規定せられたところの刑罰の中第一位を持つて居るのは罰金刑である。殆んど總ての犯

罪が罰金刑に處せられ得ることとなつて居つた。かくすることに因つて罰金が殆んど例外なく市の金庫に納められたが故に、市は優れた所得の源泉を持ち得たのである。このことが、又、何故に罰金刑が頻繁に適用せられたかの根本理由と見らるべきであるのである〔11〕。

(11) Maier, Das Strafrecht der Stadt Villingen, S. 67, zit. nach Henig, ibid. S. 261 Anm. 4.

罰金刑の第二の特色は、それが死刑又は自由刑とは反對に、受刑者に對して普遍的平等的方法において作用するところの要素を缺いて居るといふことである。成る程、自由刑の如きに在つては、之を加へられるところの人間の素質に従つて、それから受けるところの影響が内容的には甚だしく分量的な差異を持つことを否認するのは困難である。然し、死刑にしても自由刑にしても、それが生命の剝奪又は自由の剝奪といふ點においては總ての人間に對して平等な作用を爲すといふ性質を持つて居るのである。然るに、一定の金額の剝奪としての罰金刑に在つては、その金額の剝奪そのものが既に、主觀的にも客觀的にも不平等な影響しか與へ得ない。即ち、主觀的には、罰金刑は、各受刑者の『金錢所有感』(Geldbesitzempfindlichkeit)に従つて甚だ多様な効果を持つものであるし、又、客觀的には、受刑者の『金錢能力』(Geldkapazität)に依つてその効果を甚だしく異にするものである。このヘンチヒの所謂『罰金刑の心理』(Psychologie der Geldstrafe〔12〕)に因つて、罰金刑は、刑罰制度として、平等的要素を缺くが故に、それ自體において直ちに十分なる機能を發揮し得ないこととなつて居るのである。

(12) Henig, ibid. S. 262, vgl. S. 264.

第三に罰金刑は、特に改善乃至教育といふ今日の刑罰の根本的目的に對しては、他の刑罰制度と比較して、甚だ輕微なる價值しか持つて居ない。何となれば、例へば、自由刑は、人間の身體の自由を剝奪して受刑者の性格全體に對して作用せんとするものであるのに對して、罰金刑は、外部的な生活要素であり且つ人格とは關係のない事柄であるところの單なる所有權に對して向けられるに過ぎないものであるからである(13)。従つて、罰金刑は刑罰目的に對する機能において甚だ價値の低いものであり、従つて、不十分なものに過ぎないと謂はれねばならぬのである。

(13) ヘンチヒは、特に、この點を指摘して居る(Henig, ibid. S. 263)。

かくの如く、罰金刑は、第一に、それは刑罰以外の目的の手段となり得ること、第二に、それはその適用を受ける者の主觀的客觀的事情に従つて効果を常に異にして一定の共通的作用を持ち得ないこと、及び、第三に、それはそれが加へられる對象の性質上人格的要素に影響を持たぬが故に、特に刑罰目的としての改善教育の手段としては甚だ不十分であること、の三つの事實に因つて、特色づけられて居るのである。然るに、この刑罰的機能の特質を考慮することに因つてのみ、罰金刑を如何に組織するかといふ刑事政策的課題に答へられ得ることとなつて居るのである。然るに、私の考へでは、現代の刑罰制度の組織は三箇のポストュレートを満足せしめねばならぬと考へる。即ち、第一には、刑罰は刑罰目的の手段としてのみ行はるべきであり、第二には、刑罰の本質的目的は改善教育であるが故に、刑罰はこの目的の爲めに役立つやう組織せらるべきであり、更に、第三には、刑罰は、その目的に對して、最も有効に且つ妥當に適用せらるべきものであらぬ

ばならぬことである。この三箇の刑罰制度のポスチュレートから、罰金刑の組織には次の如き三箇の原則が導かれることが出来るであらう。即ち、第一には、罰金刑が専ら刑罰目的に奉仕する爲めには、それは、それ自體如何なる目的の爲めにでも使用せられるやう規定せらるべきではなくして、自由刑特に短期自由刑の代用として規定せらるべきである。第二には、罰金刑はそれが有効に適用せられる爲めにはそれに因つて最も人格的影響を與へ得るところの人に對するものとして規定せられることを要するのである。換言すれば罰金刑は、それが教育改善作用を持つには、營利を目的としたところの犯罪に對するものでなければならぬ。そして、第三には、罰金刑の適用は之を受ける者の全經濟的事情を考慮してそれに妥當するやうに規定せられねばならぬのである。そして、又、以上の三つの原則は、罰金刑制度の今日の刑事政策的結論として、大體一致して認められつつあるところである。今、その個々の原則について稍詳細に之を説明すると次の如くである。

(一) 短期自由刑の代用としての罰金刑 短期自由刑の弊害については屢々指摘せられ、又、それに代るべき刑罰制度については、今日まで、諸種の提案が爲されて來て居る。そして、罰金刑は短期自由刑の代用刑の一として一般に有意義なるものと認められて居る。それで、千九百二十五年のロンドンにおける國際刑務會議第一部第二問「公共の安全に對して餘り重大でない又は少くとも何等の危険のない行爲を爲した犯人に對しては自由刑の代りに如何なる處分を置くべきであるか」といふのに對する決議では、『短期自由刑を他の刑罰を以つて置き代へることにつ

いて何等躊躇せらるべきではない』とせられ、その代用刑の一として罰金刑が掲げられた。そして、『事情が許す場合には、罰金刑を自由刑の代りに科する權限を裁判官に付與し、罰金刑の適用を擴張すべきである』とせられた。この決議の趣旨は、その以前に既に、ドイツでは、千九百二十三年四月二十七日の罰金に關する法律に因つて、刑法第二七條として刑法中に規定が設けられることとなつて居つた。その第二七條は、『それ自體罰金刑が科せられず又は單に自由刑と併せてのみ罰金刑が科せられるところの輕罪又は違警罪に因り三月未満の自由刑を以つて處斷せられるときは、若し刑罰目的が罰金刑に因つて到達せられ得るならば、自由刑の代りに罰金刑を言渡すべきである』となつて居る。この現行ドイツ刑法の規定は、ドイツ刑法草案では、一九二五年案第七二條第二項及び一九二七年並に一九三〇年案第七三條末段に保持せられて居る。同様の主旨に基いて、我が刑法草案第六九條は、酌量減輕を爲し六月以下の懲役又は禁錮に處すべきとき情狀に因り之に代へて罰金を科し得ること、及び懲役又は禁錮と罰金とを併科すべき罪につき酌量減輕を爲すべきときは情狀に因り罰金のみを科し得ることを規定してゐるのであるが、これは、刑事政策的に甚だ妥當な立法であると謂ふべきであらう。

然し、この場合において、短期自由刑に代り得るところの罰金刑は單に短期自由刑の適用の結果生ずるところの弊害を避け得しめんが爲めのものであり、従つて、罰金刑そのものの機能は、積極的なものではなくして消極的なものであることが十分理解せられてあるべきである。且つ、又、代用刑としての罰金刑が、徴收不能に因つて、再び、短期自由刑又はそれに類似する短期拘禁に

代へられねばならぬこととなる時は、罰金刑の代用作用そのものが無効に歸するといふ結果となることも亦注意すべきである(四)。

(BT) Vgl. Liszt-Schmidt, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 26. Aufl. 1932, S. 20. 尙ほ本文第三章參照。

(二) 營利目的に因る犯罪と罰金刑 罰金刑は、既に述べた如く、非人格的要素の剝奪が内容とせられ、且つ、受刑者の金錢所有感の強弱に依つて人格的影響の度を異にするものである。この點から見るならば、事實上、罰金刑が最も有効に作用し得るのは、體質的吝嗇家又は所有狂者等に對してである。これ等の者に對しては、ヘンチヒの謂ふ如く、罰金刑は、自由刑の如く何等の有害な副作用も大なる費用も伴はないところの『理想的刑罰』(五)たり得るのである。かかる意味において、諸國の刑法及び刑法草案は、營利目的の下に爲されたる犯罪の刑の加重方法として罰金額を増加し又は罰金刑を併加し得ることと爲して居るのである(六)。同様に、我が刑法草案第六四條においても、『射利の目的を以て罪を犯したる者』に對しては罰金を併加又は増額すべき規定を設けて居るのであるが、これは刑事政策的に甚だ適當なる處置であると考へる。

(五) Henig, *ibid.*, S. 263.

(六) ドイツ刑法第二七條 a、ドイツ草案一九三〇年案第三八條。スイス刑法一九一八年案第四七條。イタリア刑法第二四條。尙ほ、國際刑務會議における一九〇五年のブダペスト會議第一部第一問決議第一參照。

(三) 罰金刑の適用の規準 罰金刑の適用については、刑の適用に關する一般的規準に依らるべきことは謂ふまでもない。然しながら、既に述べたるが如く、罰金刑は受刑者の所謂金錢能力

に従つて非常なる效果的差異を持つものである。特に、貧者と富者とにおいては、同じ額の罰金刑も根本的な價值的差別を持つものである。故に、罰金刑の適用は、それに因つて、不當に貧民階級を抑壓し、徒らに富者をして犯罪に對して金錢的支拂を以つて終らしめるに過ぎざるものたらしめる結果となつてはならない。このことは、人々に依つて、久しく痛感せられて來たところであつて、國際刑事學會々議においても早くから、罰金刑の額を決定するについては、行爲者の租稅額、財産關係又は經濟狀態等を考慮すべきであるといふ主張が爲されて來て居つた(七)。又、千九百五年のブダペストにおける國際刑務會議における第一部第一問決議第二の中では、『判決において、罰金刑の額の大小は被告人の財産を標準として決定すべきである。その爲めには、裁判官は訴訟の經過中において被告人の財産狀態を調査すべきである。被告人が財産を有せざる時は、判決中に罰金刑の完納不能の旨を明記すべきである』と爲されて居つた。それで、ドイツ刑法では、既に右に述べたところの戦後の罰金刑に關する法律(一九二三年)に因つて、第二七條が新に加へられた。その規定の中に曰く、『罰金刑の量定に際しては行爲者の經濟的關係を考慮すべし、罰金刑は、行爲者が行爲に因り受けたる報酬行爲より得たる利得の額を超えたるものたるべし』と。このドイツ刑法の規定の趣旨は、ドイツでは、その刑法草案の總てにおいて維持せられて來たし、又、その他の國の刑法草案及び刑法の中に規定せられて居る(八)。同様に、我が刑法草案も第五九條において、『罰金の適用に付ては犯人の資産、收入、信用及び犯罪行爲に因り又は犯罪行爲の報酬として得たる利益をも參酌すべし』とせられて居る。

(七) Kitzinger, Die Internationale Kriminalistische Vereinigung, 1905, S. 114. 尙ほドイツ刑法豫備草案の罰金刑の規定の批評として、アシニコロツトが同一の問題を評論して居る (Aschrott-Liszt, Reform des Reichsstrafgesetzbuchs, 1. Bd. 1910, S. 116, 120)。

(八) ドイツ刑法一九二七年及び一九三〇年案第六九條、第七〇條。スイス刑法一九一八年案第四五條。

罰金刑の量定の標準と關聯して、更に問題となるのは、罰金刑の多額を法律上一定すべきかといふことである。この點に關しては、最近のナチス刑法思想では、罰金刑の多額を法律上規定すべきでないとする思想が支配的である。それに關するプロイセン司法大臣の『ナチス刑法覺書』の理由には次の如く述べられて居る。曰く、『重罪及び輕罪に關する罰金刑の從來の多額は、裁判官が行爲の重大性及び行爲者の財産状態を考慮して更に多額の言渡を爲したであらうとせられるが如き場合には、裁判官に對して制限を立てることとなり、それは、裁判官にとつては耐へ難きことであり且つ國民感情に反する』(九)と。既に、スイス刑法草案第四五條では罰金の額は全然裁判官の自由裁量に委ねられて居る。惟ふに、罰金刑の適用の規準が受刑者の財産能力に相當せしめらるべきであるならば、多額を法定することは適當でない。かかる意味において、この點については、我が草案の法定主義の原則は變更せらるべきではなからうか。

(九) Nationalsozialistisches Strafrecht, 1933, S. 139 f. 尙ほ同様の思想は Feisler-Laetgebrunne, Grundzüge, 1931, S. 111; Gürtner, Das kommende deutsche Strafrecht, 1931, S. 101 にも主張せられて居る。

三

罰金刑については、更に、その執行の問題において特殊な複雑性と重要性とが包含せられて居る。特に、二箇の問題がその中心を形造つて居ると爲し得るであらう。第一は罰金刑についても執行猶豫を認むべきではないかといふことであり、第二は罰金完納不能の場合には如何なる處分を爲すべきであるかといふことである。

第一の罰金刑に執行猶豫を認むべきかといふ問題(一)に對しては從來二つの解決が爲されて來て居つた。その一は、罰金刑そのものの執行猶豫は之を認めないが罰金刑に代る自由刑の執行を猶豫するといふ主義である。この主義は、ドイツ少年裁判所法第一四條及びイタリア刑法第一六三條において法律化せられ、ドイツ刑法草案では一九一九年案に至る總ての草案の採用するところであつた。その二は、罰金刑そのものの執行を猶豫する主義である。この主義を最初に規定したと解せられるのは、フランスの千八百九十一年三月二十六日の『刑の減輕及び加重に關する法律』(Loi sur l'atténuation et l'aggravation des peines)第一條である。フランス刑法豫備草案第五九條は右の法律の規定をそのまま刑法典の中に採用せんとして居る。ドイツ刑法草案では、一九二五年案第三五條において、初めて、この主義が規定せられ、以後一九二七年案及び一九三〇年案第四〇條において同趣旨が規定せられて居る(二)。我が刑法草案も、第九六條において、この第二の主義に従つて、罰金及び科料について執行猶豫を認め得ることを規定して居る。



(六) Aschroth, Aschroth-List, Reform, I, S. 117 f.; Gürtner, *ibid.* S. 102; Freisler-Luegelbrunn, *ibid.* S. 111. 尙ほ「イス刑法一九一八年案第三四六條參照。

(七) Aschroth, *ibid.* S. 117. ドイツ刑法草案では、一九〇九年案第四一條、一九一三年案第七八條、一九一九年案第六三第二項が代用自由刑につき執行猶豫を認めて居る。

不完納罰金刑の代りに自由労働に因る消却を以つてすべしとする思想は事實上は寧ろ甚だ古いものであり、且つ、既に屢々論議せられて來た(八)ところのものである。國際刑事學會々議では、千八百九十一年のクリスチアニアの會議においてそれが討議せられ(九)、又、國際刑務會議では、千九百五年のブダベスト會議で、それにつき決議が爲された(第一部第一問決議第二第二節)。それで、ドイツ現行刑法第二八條は、「執行官廳は、刑の言渡を受けたる者に對して、不完納罰金刑を自由労働を以つて消却することを許し得る(第一項)」と爲して居る。又、ソヴェート刑法第四二條第三項でも、罰金刑の言渡と同時に、裁判所は完納不能の場合には「自由剝奪を伴はざる強制労働」を言渡し得ることと爲して居る。その他、スイス草案第四六條第二項も自由労働に因る消却を規定して居る。又、ドイツの刑法草案では、一九〇九年案第三三條第一項、一九一三年案第七〇條第一項、一九一九年案第五八條において、自由労働に因る消却が規定せられて居つたが、以後の草案では削られることとなつた。然し、最近のナチス刑法思想では、この解決方法が強く主張せられて居るのである(一〇)。

(八) 拙著『刑事政策の諸問題』第三八二頁、第三九三頁參照。

(九) Kitzinger, *ibid.* S. 87, 115.

(一〇) Gürtner, *ibid.* S. 102; Freisler-Luegelbrunn, *ibid.* S. 111. ドイツ現行刑法第二八條b第二項では、自由労働に因る消却の執行に關しては命令を以て之を規定することとなつて居るが、それは今日まで實現せられないで居る(Heutig, *ibid.* S. 270 Anm. 2; Liszt-Schmidt, *Lehrbuch*, S. 395)。

元來、自由労働に因る消却といふことは、現代の社會及び産業組織においては、直ちに、これを實現することは甚だ困難であると考へられて居る。何となれば、この制度を實現する爲めには、ヘンチヒも指摘して居る如く、『刑の言渡を受けたる者に對して労働の機會を作らねばならぬ。且つ、その労働は、生産的労働であり且つ國家又は自治體にとつて有用なるものであつて最も單純なるものたることを要する』(一一)からである。それ故、社會及び産業の組織を全然現状のままに放置して刑法乃至行刑の改革を論ずるのであるならば、自由労働に因る消却は、成る程、理想的解決ではあるが、事實上は、實現不可能であるといふことに歸着するでもあらう。然し、産業の組織及び經營の國家化といふことは否定し難い現代の傾向である。故に、今日の不可能乃至困難は、又、明日の不可能乃至困難であるとは爲し難い。しかも、又、刑法及び行刑法の改正は明日の社會に妥當せねば無意義であることも否定し難い事實であらう。かかる意味において、ナチスの刑法思想家が自由労働に因る消却の主張に際して語つて居ることは甚だ傾聽に値する。曰く、『成る程、必要なる労働の可能性を持つことは今日は未だ確保し難いところである。然し、我々は刑法典を本年及び來年の爲めに作るのではない。ナチスの闘士として、私は、ドイツ總統が、その指定した時期には、完全に失業を無くすることに成功することを確信する。私は、その時には必ず右

の労働の可能性は與へられるものと信ずる(一二)と。又、曰く『いづれにしても、全力を盡して、罰金刑を最善の意思を以つてしても完納し得ざるところの刑の言渡を受けたる者に對し労働の機會が與へられるやうに努力せられねばならぬ』(一三)と。

(一四) Henig, *ibid.*, S. 270.

(一五) Freisler-Luetgebrunne, *ibid.*, S. 111.

(一六) Gürtner, *ibid.*, S. 102.

我が刑務法豫備草案は、その第一六六條において、『滞納留置者勤勉にして行狀善良なるときに限り、之を刑務所以外の工場、農場其の他の作業場に於て就業せしめ(自由勞役)其の賃金を以て罰金又は科料を納付せしめることを得』ることとして居る。そして、滞納留置所の長は、右の自由勞役に就く者をして滞納留置所外に滞在せしめることを得るとせられて居る。然し、私の考へでは、既に、右に指摘した如く、刑法及び刑務法豫備草案の滞納留置處分そのものが根本的に再考を要するものであつて、寧ろ之を廢して、自由労働に因る消却を廣く原則的に規定すべきであると思ふ。

尙ほ、罰金完納不能處分としては罰金納入期限の延期及び罰金の分納(一四)をも認むべきであり、又、自己の責に歸すべからざる理由に因り罰金の完納を爲し得ない者に對しては、代用處分の執行を停止し得るやうに爲すことをも考慮すべきであらう(一五)。

(一四) スイス刑法一九一八年案第四六條第二項。ドイツ草案一九二五年案第七〇條、一九二七年案第七一條。

(一五) ドイツ草案一九二五年案第三四條第四項參照。

罰金刑の問題としては、以上に論じた事項以外に、尙ほ、徴收せられたる罰金を如何に處置すべきであるかといふことについても重要な問題がある(一六)。然し、その點については、之を別の機會に論ずることとしたい。いづれにしても、罰金刑の問題も、刑罰の一般的問題と同じく、常に教育刑的見地から組織せられ改造せられることに努力すべきであることを特に強調して置きた。

(一六) Henig, *ibid.*, S. 270 ff

非業の歎否其の如き

# 作業の勉否並其の成績

— 行刑累進處遇令施行規程の研究其三 —

寺 光 忠

- 目 次
- 一、作業點に關する基本問題
- 二、作業成績點
- 三、作業勉否點
- 四、少年受刑者に於ける作業、學業點
- 五、採 點 者
- 六、結 論

『殆んどすべての國の監獄制度が最近著しく變つて來た。即ち、……囚人を改善し之を再び社會に復歸せしめむとする努力が益々前面に現はれて來たのである。大體に於て完全に組織された累進制度を實施してゐる國はこの方向に進むのであるものといふべきである。』——これは、一九三四年ベルンに於ける國際刑法及監獄常設委員會がその第十一回國際會議のため議題第二部第一問の説明中に述べてゐる言葉である。

より、「完全に組織された累進制度」への精進が、わが行刑累進處遇令の實施に於いて、力強く推し進められてゐることは、その施行後一年に至らざる昭和九年十一月上旬の全國刑務所長會同に於ける協議の上にもあらはれてゐる。そこでは、累進制度の完全組織化への一表現として累進處遇標準の統制特にその採點標準の統一といふことが鋭く要求せられた。その前年昭和八年十一月上旬の刑務所長協議會に於ける統一乃至統制への反對的な空氣と對照せらるべきである。採點標準は早晩全國的の統一を見るであらう。いま、本稿は、その統一の日までの、未だ統一せられざる全國刑務所の採點標準に就いての調査報告として、さきの「操行ノ良否」及び「責任觀念及意志ノ強弱」に關するものに次いで、「作業ノ勉否並其ノ成績」に關する採點の標準を考究するものである。即ち、本稿は本誌第四七卷第一一號抽稿「責任・意志と操行と」に對して續篇の形式を持つ。

備考——(イ)行刑累進處遇令の内規は各刑務所に於いてその名稱を異にするが、こゝには等しく施行規程といふ。(ロ)調査したる施行規程は四十八刑務所のそれである。(ハ)本稿に於いて本令とは行刑累進處遇令(昭和八年十月司法省令第三五號)を謂ふ。

## 一

本令第二十三條は、毎月の行刑成績に因る得點に於いて、作業の勉否と其の成績とが最高六點を占め得べき旨を規定してゐる。この『作業ノ勉否並其ノ成績』點を作業點といはう。作業點を分つて三とする、作業成績點と作業勉否點と作業・學業點と。作業・學業點とは、本令第二三條第二項の少年受刑者に關する場合であつて、本令は特に、少年受刑者に對しては作業の外に「學業ノ勉否並其ノ成績」を併せて最高六點を算定すべきものとしてゐるのである。この作業・學業點は、細かくは、少年受刑者に於ける、作業成績點、作業勉否點、學業成績點、學業勉否點の四に分別せられる。

作業點に關する採點上の基本的問題として考察せらるべき事項が、三ある。

第一に、作業點に限ることではないけれども、採點は

常に例外なく正數でなければならず、又、整數であるべきである。施行規程に於いて採點上負數を認めてゐる刑務所は一もなく、すべて、正數である。しかし、整數に限ることなくして小數をも認める刑務所は十三に上つてゐる。この小數制又は分數制については早く本令施行當時既に若干の論議があつた。(一)わたくしは小數制を以て不當なものとはしないまでも、必要なるものとする。わたくしは、むしろ正整數制の簡明なるに於いて満足すべきものとするのである。(二)

わが行刑累進處遇に於ける點數制の現實は、原則として正整數を以てしてゐる、のである。

第二に、作業成績と作業勉否との關係についての一元制と二元制の問題がある。一元制とは作業の成績と勉否とを併せてその綜合點を評價するものであり、二元制とは作業成績と作業勉否とを截然區別して二様に採點する。(三)

即ち、一元制に於いては、作業の勉否は單に參酌せられるに止まり又は少くとも採點の表面にはあらはれるところがないのであつて、この制度に於いては、形式上は、單一なる作業點としてのみあらはれて、別に作業勉否點なるものは存在しない。作業成績點の六點制として

あらはれるのがこの一元制である。之に對して、二元制に於いては、作業成績點と作業勉否點とが明確に區分せられるのであつて、實際に於いては、この制度は作業成績點を最高四點とし作業勉否點を最高二點としてゐる。従つて、二元制は作業成績點の四點制としてあらはれるのである。(四)

一元制と二元制との可否については、惟ふに、(一) 作業點は一般には結果點であるといへるであらう。しかし、それは飽くまでも、一般には、である。結果のみを以て作業點を評價することは妥當ではなく、少くとも行刑に於ける人間評價に於いて公正なるものとはせられないのである。作業點に關してそれが結果點なりといひ得るのはその成績點に關してのみであつて、勉否點についてはこれを結果的にのみ衡量することは穩當を缺くものとしなければならぬ。作業勉否點は文字通り、彼の勉勵の度合如何といふ汗の問題である。行刑に於ける勞作教育は、彼に、汗の勞働をもとめ、勉勵し得るの心をもとめる。結果の伴はざる奮勵も亦讃むべきか。作業収入といふ問題から離れたうるはしいゆとり。更に、強制勞働といふものの本質も考へ及ばねばならぬ。仕事の結果と彼の勉勵心とは獨立のものとして評價せらるべきで

ある。勿論、多くの場合の實際に於いて、この兩者は相伴ふものであるし、相伴ふべきものであつて、結果と勉勵とが相應することにこそ教育的に效果のより、大なるものがある筈のものであるけれども。(五) 一元制は仕事の結果を以て一にして全部なりとし、勉勵心は高々副次的に酌みとることを建前とする。二元制は、之に對し、仕事の結果と勉勵心とを、建前上、別個獨立のものとして評價するのである、が、その兩者が密接に相關するところあるべきを期してゐるものといへやう。(二) 右の論考は、主として數量課程に於いて妥當すると共に、なほ時間課程に於いても妥當するのであるが、更に、時間課程に就く者に對する一元制の不合理性については、その勉勵の結果が多量よりも質に於いてあらはれ、且つその作業等級の進等は期間制であるといふ時間課程の本質に思ひ到ればよい。その作業等級を基礎とする採點は、一元制を採る限り、必然的に拘禁期間の長いものに有利であつて、凡そ勉否の如何とは相隔たるものあるべきを知らねばならぬ。時間課程に就くものに對して、その進等期間制の弊をいささかなりとも救済し得るものは二元制であるであらう。(三) 施行規程の上に於いても、成年刑務所

ある。勿論、多くの場合の實際に於いて、この兩者は相伴ふものであるし、相伴ふべきものであつて、結果と勉勵とが相應することにこそ教育的に效果のより、大なるものがある筈のものであるけれども。(五) 一元制は仕事の結果を以て一にして全部なりとし、勉勵心は高々副次的に酌みとることを建前とする。二元制は、之に對し、仕事の結果と勉勵心とを、建前上、別個獨立のものとして評價するのである、が、その兩者が密接に相關するところあるべきを期してゐるものといへやう。(二) 右の論考は、主として數量課程に於いて妥當すると共に、なほ時間課程に於いても妥當するのであるが、更に、時間課程に就く者に對する一元制の不合理性については、その勉勵の結果が多量よりも質に於いてあらはれ、且つその作業等級の進等は期間制であるといふ時間課程の本質に思ひ到ればよい。その作業等級を基礎とする採點は、一元制を採る限り、必然的に拘禁期間の長いものに有利であつて、凡そ勉否の如何とは相隔たるものあるべきを知らねばならぬ。時間課程に就くものに對して、その進等期間制の弊をいささかなりとも救済し得るものは二元制であるであらう。(三) 施行規程の上に於いても、成年刑務所

について、一元制の十三ヶ所に對して二元制は二十七ヶ所といふ多數である。(少年刑務所に於いて一元制を採つてゐるのは久留米の一ヶ所であり、他はいはば多元制である)。(四) 二元制の妥當であることはなほ中央官廳の意思によつて裏付けられてゐる(昭和八年十一月二十七日行甲第一六九七號通牒)。

かくて二元制の正當性乃至妥當性は、理論上も實際上也、あきらかである。

第三に、作業點の採點は、その評價のための基準方法に於いて、かの操行點及び責任・意志點と異なる。操行點及び責任・意志點に於いては數個の觀察項目を定めてそれに基づき評價すべきであつて他に適當にして合理的なる方法を考へられないのであるが、(六) 作業點に於いては之に反し觀察表によるの他の方法が考へ得られるのである。惟ふに、それは、前者が内面的なる觀察を必要とし外部的によるべきものを持たないとも云はるべきものである。のに對し、後者がその出來高の如き數量的なる外面を持つてゐることに、歸因する。作業點のうち少くとも作業成績點に關しては課程(又は作業等級)を基礎として機械的に評點するの便法があるのである。それはあくまでも便法であるが、しかし、事實上、作業觀察項目を擧げ

と否とに拘らず、すべての刑務所が課程(及び作業等級)を基礎とする作業成績採點標準を掲げてゐる。一の例外もないのである。但し、作業點のうち作業勉否點は、操行及び責任・意志のそれとその性質相同じく、彼の勉勵心の程度の測定は機械的なるを得ないとすべきであつて、こゝには觀察表の問題が残される。

しかるに、全國刑務所の施行規程のうちには、作業點に關して一般的に觀察項目を擧げてゐるものがある。しかし、それら若干の施行規程はまた同時に作業成績點に關する課程標準を規律してゐるから、従つてこの作業點一般についての觀察項目の擧示は採點上の参考或ひは注意に資するにとどまるものと解せられる。左にその觀察項目の集計表を掲げておかう。(第一表)。一切の批判を略する。

第一表 作業觀察表

觀察場面		採擇刑務所數
イ	技巧、出來榮(製品ノ良否)	一三
ロ	勉否、努力	一二
ハ	生産數量(出來高)	九

ニ	休養日数	七
ホ	休養日数(時間科程ノミニツキ)	一
ヘ	受診	一
ト	修習意欲	六
チ	自己ノ要務ニヨル就業停止	四
リ	製素品ノ取扱	三
ヌ	作業経験、熟練	一
ル	技能作業ト普通作業	一
ヲ	作業趣味ノ状	一
ワ	其他	六

調査刑務所数十六(他ハ規定ナシ)

- (一) 昭和八年「刑務所長協議會議事速記録」第一〇〇頁以下、殊にその第一〇二頁。
- (二) この點については、拙稿「累進測定に關する諸問題」(日本犯罪學會雜誌第一卷第二號第六頁)参照。
- (三) 生産労働一般に關してその労働の價値は(表面上)直接間

接その労働行程にあらはれる全要素を総合的に評價することにして決定せられる。従つて労働賃銀の如きは出來高にのみ因ることなく、勉否其他一切の條件が、その綜合に於いて、その決定の要素とせられる。しかしながら賃銀制度の歴史を繙くとき、われわれはその種々の計算方法が條件の適當なる捨象に於いてなされてゐることを知るのである。わが刑務作業に於ける作業賞與金の計算も監獄法に於いては(第二七條第三項)綜合的に決定すべきものとせられてゐるのであるが、本令發布後は、これを捨象して、行刑成績得點に從つて計算すべきものとした(昭和九年一月二八日行甲第八七號通牒)。——こゝには、本稿の性質上、かゝる根本的な理論に關する論議を措いて、本令の規律する作業の成績と勉否とに就いて、作業點評價の一元か二元かを論ずるものである。

(四) 本令第二三條第一項第一號に於ける最高六點を、成績について最高四點とし勉否について最高二點、とすることは妥當であらうか。この最高六點の二分方法の如何については、本稿は之を採り上げない。いま、この點に關する簡單なる提言をさし加へれば、作業點の偏重即ち作業の得點のみによつて容易に速急に責任點數を消却したるの弊は全國刑務所に於ける現下の最も痛切なる問題とせられ、その非弾力性は行狀一般を顧慮し得るの餘地を狭くしてゐるものとせられてゐるのであるが、しかし、行刑勞作教育とい

ふ立脚點から見れば作業點の最高六點は作業の偏重などといひ得べきものではないから(正木亮氏「行刑累進處遇令釋義」第五二頁参照)、わたくしは、現場の要望を顧みることによつて、この救済策乃至彌縫對策の一として、成績點を最高三點とし比較的伸縮の認め得らるべき勉否點を同じく最高三點とすること——をさしあたり提言したのである。勿論、右の弊害を除去するの用途は、この提言による他に、運用上なほ幾干か存在するのであるが。

- 尙、作業の偏重に關しては一の通牒がある(大正十一年十月行甲第一五二七號)、曰く『……如此作業ノ成績ノミニ偏重スルハ自ラ他ノ行刑部面トノ調和ヲ缺キ延テ行刑ノ全般ノ統一ヲ害スルノ虞アルヲ以テ十分注意シテ偏重セザルコト……』。
- (五) 前掲昭和八年「速記録」第一〇四頁参照、この點に關する正木書記官の説明がある。
- (六) 高瀬安貞氏「行刑心理學概要」第九四頁以下に操行と責任・意志の品等採點法として論ぜられてゐるところ、及び前掲拙稿(刑政第四七卷第一號)参照。

作業成績の評點は科程を標準とすることの妥當にして便法なることは上述したところである。全國成年刑務所

の施行規程に於いて、科程を標準とする作業成績點の採點標準は左の如くである。以下の表は、數量科程の場合のそれである。(單位は、科程了即一人分を示す)。

一、四點整數制(第二表ノ一)

これは、二元制を採るものであつて且つその評點を正數に限るものである。十七刑務所。

第二表ノ一

刑務所名	A	B	C	D	E	F	G	H	I
四點	二・〇 <small>人以上</small>	二・〇	二・〇	二・〇	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八
三點	一・六 <small>人以上</small>	一・五	一・五	一・八	一・五	一・五	一・五	一・四	一・四
二點	一・二 <small>人以上</small>	一・二	一・〇	一・五	一・〇	一・三	一・三	一・〇	一・〇
一點	〇・七 <small>人以上</small>	〇・七	〇・六	一・〇	〇・五	一・〇	一・〇	〇・五	一・〇 <small>水</small>
零點	〇・七 <small>人未満</small>	〇・七	〇・六	一・〇	〇・五	一・〇	一・〇	〇・五	〇・五

平均	Q	P	O	N	M	L	K	J
一・七五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・六	一・八	一・八
一・四二	一・三	一・四						
一・〇九	一・一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
〇・七二	〇・八	〇・七	〇・六	〇・六	〇・六	〇・七	一・〇未	一・〇未
〇・七一	〇・八	〇・七	〇・六	〇・六	〇・六	〇・七		

十七 刑務所

二、四點小數制（第二表ノ二）  
 これも、二元制を採るのであるがその評點に於いて小數を認めるのである。十刑務所。

第二表ノ二

平均	J	I	H	G	F	E	D	C	B	A	名所務刑點
一・九六	一・六	二・〇	四點								
一・七六	一・五	一・七		一・八	三點						
一・五七	一・四	一・四	一・八	一・六	一・五	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	三點
一・三六	一・三	一・二	一・六	一・四	一・三	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	二點
一・一八	一・二	一・〇	一・四	一・二	一・〇	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	二點
一・〇二	一・一	〇・八	一・二	一・〇		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一點
〇・八〇	一・〇	〇・六	一・〇	〇・七	〇・七	一・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	一點
〇・六二	〇・七	〇・五	〇・七		〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	五分
〇・六二	〇・七	〇・五	〇・七	〇・七	〇・七	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	零點

十 刑務所

四點整數制のものと同四點小數制のものとの二十七刑務所について、その平均は次の如くである。（第二表の三）。これは、即ち、第二表ノ一と第二表ノ二との平均を示す。

第二表ノ三

平均	四點	三點	二點	一點	零點
一・八三	人 以上	人 以上	人 以上	人 以上	人 未 滿
一・四八					
一・一三					
〇・七六					
〇・六九					

二十七 刑務所

三、六點整數制（第三表）  
 これは、一元制を採るものであつて且つその評點を正整數に限るものである。十二刑務所。施行規程に於いては、一元制であつて小數制のものは一も存在しない。

第三表

A	名所務刑點
二・五	人 以上
二・〇	人 以上
一・六	人 以上
一・三	人 以上
一・〇	人 以上
〇・七	人 以 上
〇・七	人 未 滿

平均	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
一・九九	一・五	一・六	一・七	一・八	一・八	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・五	二・五
一・七二	一・五	一・四	一・五	一・五	一・六	一・七	一・七	一・八	一・八	二・〇	二・〇
一・四四	一・五	一・二	一・三	一・三	一・四	一・三	一・五	一・五	一・六	一・六	一・六
一・二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・二	一・〇	一・二	一・三	一・三	一・三	一・三
〇・八七	〇・八	〇・七	〇・五	〇・八	一・〇	〇・六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
〇・六三	〇・八未	〇・五	〇・三	〇・六	〇・七	〇・三	〇・五	〇・八	〇・七	〇・七	〇・七
〇・六二	〇・八	〇・五	〇・三	〇・六	〇・七	〇・三	〇・五	〇・八	〇・七	〇・七	〇・七

十二 刑務所

なほ、二元制を採りその作業成績點を最高五點とする



察方法を示すものではないからである。

第五表

刑務所名	整數			少數		
	A B C D	E F G	H I J K	L	M	N O P Q
十九刑務所	勉		勉	特勉	勉	勉
						稍勉
		普	普	勉	普	普
						勉
	否	怠	普	普	否	否

勤勉心といふものがすでに行刑に常識的なるものとして充分に理解せられてあることを前提とし従つて今更に観察表を必要とするものでないとするならば、右の表について、L又はSの刑務所のそれを妥當なるものとしたい。即ち、勤勉の程度普通のものには勤勉點を得られない

であらうかと思つてゐる。

(八)この二例はそのものとしては妥當なものとしたければならぬ。しかし、その持つ窮屈さは否定出来ないところであらう。前註参照。

四

少年受刑者に對しては作業點が學業點と併せて評價せられる(本令第二三條第二項)。

少年受刑者を收容する刑務所(少年刑務所並に少年區を有する普通刑務所)の施行規程によれば、その最高六點を作業と學業とに分割する方法の如何によつて、次の如き多くの種類がある。

一、整數制

- (1) 作業(成績・勉否)點最高四點、學業(成績・勉否)點最高二點
- (2) 作業・學業成績點最高四點、作業・學業勉否點最高二點
- (3) 作業(成績・勉否)學業(成績・勉否)點最高六點
- (4) 作業(成績・勉否)點最高三點、學業(成績・勉否)點最高三點

と概念付けるべきであらう。なほ、右の表の如き方法によらない作業勉否採點標準がある。作業成績點と同様に科程を標準とするのである。二ヶ所(廣島、横濱)。これは一の觀察表でもある。(八)

	二點	一點	零點
横濱	入以上 一・五	入以上 一・二	普
廣島	一・五且勉 二・五	一・五且勉 二・五	〇・七且勉

さらに特殊のものとして高知がある。採らず。

(七)わたくしは、作業勉否點として留保せられる二點乃至三點をより、弾力性あらしめるために、本令の趣旨を離れるの弊はあるであらうけれども、これを限られたる勉否のみの評點としないで、作業に關する他の二三の項目も併せてこの二點乃至三點のうちに参加し得るものと考へ、この見地からの一個の觀察表のためには、第一表及び第四表が役立つ

(5) 作業成績點最高二點、學業成績點最高二點、作業・學業勉否點最高二點

二、小數制

- (1) 作業成績點最高二點、作業勉否點最高二點、學業(成績・勉否)點最高二點
  - (2) 作業成績點最高三點、作業勉否點最高一點五分、學業(成績・勉否)點最高一點五分
  - (3) 作業成績點最高三點、作業勉否點最高一點(但し學業成績點最高三點、學業勉否點最高一點(但し學業成績點以下ノ者ニ限ル))
- 以上、十三刑務所について、八種類である。無規格もまた甚だしいといふべきであらう。整數制の(1)が五ヶ所、(4)が二ヶ所、他はすべて各一ヶ所である。

最高六點を、作業成績點と作業勉否點と學業成績點と學業勉否點との四に適當に按分して評價すべきであらうが、規程の多數を採れば、作業點最高四點學業點最高二點(整數制の(1))となる。

成年刑務所に於ける場合と異なり、少年刑務所(並に少年區)に於いては、何よりも先づ右の如き分割按分の方法の統一を必要とするのであつて、こゝに繁雜なる各個の採點標準について述べることはさしあたり無用であ

(111) である。

- (九) 少年受刑者に對する教化に於いて、作業と學業とのそれぞれの教育的價値については問題があらう。『刑事政策の立場からいへば文字を解するよりも、善事を解することが教育の本旨でなければならぬ……犯罪兒童に對する教護は今後は少くとも勤勞を中心し學業を片手間にやらせることが必要だ……勤勞教育を主とし學業を従とする必要があるといふに歸着するのである』(正木氏「我國に於ける犯罪兒童保護の史的批判」教育第三卷第五號第二五頁)といふ意味に於いては、少年受刑者に對する學業點の價値は極めて低く、わたくしは、むしろ少くとも累進測定上學業點を評價することを排すべきではあるまいか、といふ疑ひを持つ。茲には、しばらく、かゝる基礎的なる問題に觸れない。
- (一〇) 盛岡。規程上、最高七點となり穩當でない。
- (一一) 複雑なるもの一例としては、川越を參照。
- (一二) 況んや根本的にさらに、前註九の如き、學業點の評價そのものの可否についての殘されたる問題さへあるのである。

五

ト	管 區 部 長	二
チ	看 守 長	一

調査刑務所數二十一(他ハ規定ナシ)

- (一) 作業成績と作業勉否とに於いて採點者を異にする刑務所がある(金澤)。しかし、多くの刑務所はかゝる區別をなしてゐない。第六表では一括した。
- (二) 別段の規程のない刑務所が多い。
- (三) 第六表の結果は大體に於いて妥當にあらはれて居り、此後に於ける第一次的採點者が、作業については擔當看守、作業技手、擔任部長の三者となるであらうことを暗示してゐる。作業點の採點をこの三者に限るとしないまでも、この三者の採點こそ特に重視せらるべきであらう。

少年受刑者の場合の學業點の第一次的採點者は、教師又は教務係である。規程の上でその旨を定めてゐるのは三ヶ所。

作業點の採點擔當者は第一次的に誰であるか。この作業點の第一次的採點者の如何は、責任・意志や操行の第一次的採點者ほどには重要性がない。作業點は半ば機械的に算定せられるからである。しかしながら、第一次的採點者といふものの性質上の重要性は依然としてこゝにも妥當する。

全國の刑務所に於いて、現實に、何人が作業點に關して第一次的に採點してゐるかを、全國の施行規程の上に見やう。(第六表)(一四)

第六表

採 點 者	採 擇 刑 務 所 數
イ 擔 當 看 守	一七
ロ 作 業 技 手	一一
ハ 作 業 係	三
ニ 作 業 技 師	三
ホ 作 業 看 守	一
ハ 擔 任 看 守 部 長	六

- (一三) 前掲拙稿(刑政第四七卷第一一號第五八頁)參照。
- (一四) 本表は成年刑務所のみについての集計ではない。本表についても、前掲拙稿參照。

六

自由刑殊には懲役刑の執行に伴ふ刑務勞働に對しての個々の評價は、すでに經驗的に、行刑の常識化せられてある筈のものであつた。他の、操行又は責任・意志の場合と比しても、性質上、作業の評價はより明快であるべきことを豫想せられたのであつた。乍併、全國刑務所の施行規程を調査した結果は、本稿に於いて、なほ多くの重要なべき問題を殘してゐることを報告せざるを得なかつた。かくて作業點の測定に關しても、なほ根本的なものからの再組織を必要とすることになつてゐる。全國的統一の要望また宜なる哉である。

問題の要約

- 一、基本的問題
  - (1) 所謂『作業點の偏重』問題
  - (2) 作業點の、成績と勉否との按分方法の問題

(3) 少年受刑者の場合の点数按分方法、殊に學業に對する評點に關する問題

二、量測定の問題

(1) 作業成績の評價標準（出來高と得點との關係）の問題

(2) 時間科授業の場合の問題

三、質測定の問題

(1) 作業成績の標準得點を増減するための觀察表の問題

(2) 作業勉否の觀察表、殊にその弾力性に關する問題

良心的なる測定者は、よかれあしかれ、今日に於いては、『迷へる小羊』たらざるを得ないであらう。累進測定の「迷ひ」は主として次の諸點にかゝつてゐる。

第一に、作業點と操行及責任・意志點の釣合について。作業點に對しては少くとも從來一般には機械的なる算定が行はれ、機械的に量的にのみ觀察せられるの傾きを生じてゐた。事實上、作業に對する價値付けは、全體的にも個々のにも、操行や責任・意志やからはかけ離れ

て行はれてゐたし現に行はれてもゐる。従つて、作業點と操行點又は責任・意志點とは良心的に測定するに於いては釣合はない場合が多いであらう。しかしながら、かかる不釣合は、衆情に及ぼす影響の顧慮に於いて、避けられねばならないため、やむなく意識的に又は無意識的に、操行點又は責任・意志點が作業點との釣合を保つといふ牽制の下に評價せられる結果となり、かくて竟には、毎月の行刑得點延いて彼の累進は改悛の情乃至社會適應性からは縁遠いものとなつてゐる、といふ虞があるのである。（註四、後段参照）。これは、一に刑政の便宜に即したものであつて採點上たゞしいことでないことは勿論であり、この問題は結局、採點乃至累進測定に對する採點者の頭の置き所如何の問題に歸するともいへやう。が、しかし、わたくしは作業點に關する質測定の方法を廣くすることによつて、さしあたりこの問題の解決に資するところありたいと思ふ。（なほ、前註(四)(七)参照）。

第二に、作業賞與金に關して。本令實施以後は作業賞與金の計算は、毎月の行刑成績得點に基いてなされることとなつた。得點が、生きて直接に受刑者に働く。これ

によつて、得點に對する受刑者の關心は深刻となり、自己の毎月の得點さらに延いて行刑成績一般に對して極めて慎重になつた。衆情の溫和化。作業賞與金（或ひは賃金）は、働くものにとつて、まことに重大且直接である。しかるに、このことが一方に於いてあらゆる評點上の考慮に對して、根底的な障害となつてゐることを知られねばならぬ。評點が良心的に自由になされるときその結果に於いて作業賞與金に對する受刑者の既得權ともいはるべきものが害せられる虞があり、衆情を却つて悪化せしむるの危惧がある。現實の問題として、このことは採點上の一の大きな『迷ひ』となつてゐるのである。累進測定上現下の深刻なる矛盾。少くとも當分、この問題の解決はきはめて至難事であるであらう。

累進制を一貫して存する一の根本的なる要請は科學主

義である。累進測定に於ける諸々の問題も亦科學主義の確立によつて解決せらるべきであり、それに對する科學的方法の徹底を望ましい、とする。

「悔悟の喜劇」"Reuekomödien"といふ言葉がある。受刑者をしてかゝる悔悟の喜劇をその日程とするものたらしめないがためには、行刑管理者の人物個性の重大性が何よりも先づ忘れられてはなるまい、と共に、一方には科學の力をも信頼することに躊躇してはならないであらう。卓越せる人物と、優秀なる技術と。しかしながら、それ何れに於いても、いま、錯誤乃至誤謬といふことのまぬがれがたいことは固より承認しなければならぬ。——累進測定に於ける決定的問題は一に數字の大量的蓋然性である。

行刑回顧録

(下)

清浦奎吾

(五)

そんなわけで松方内閣はとう／＼倒れてしまつたのですが、議會がさういつた亂調子のものでありましたがために、内閣のあとを引受けやうといふ人がゐないといふ有様なのです。どうにも始末に行かぬことになつたのですが、かうなると何といつても伊藤公を推すより外に方法は無い、といふことになりまして、元老一致して伊藤公を推したのでしたが、伊藤公も自分とてもこのやうな難局に當る自信はない、とあつてなか／＼にウンと言はないのです。だが、さういつてゐては、いつ内閣が出来るやら目途がつきませんので、伊藤公も遂に、元老が總出で閣僚になつてくれるなら、自分も一つ決心しやうが、さもなければ御免蒙る、と言ひ出しますし、元老としても伊藤公を無理押しに押し立てた手前もありますので、さう

いはれて見ればイヤともいへないので、とう／＼元老總幕出揃ひの賑々しい内閣が出来上ることになつたのであります。山縣公は無論當時内閣に入らうなどいふ考へはなかつたのでしたが、右のやうな次第で、自分一人だけが引込んで高見の見物をしてゐるといふわけにも行かなくなり、とう／＼内閣の御仲間入りをする事になつたのですが、そんな譯合ですから、勿論椅子などに何の注文もない、萬事伊藤公に一任、といふことだつたのです。ところが前に言つた例の弄花事件、この事件の後始末は相當面倒だからこれは一つ山縣公にやつてもらふことにしやう、といふことになりました、まことに柄にならな話ですが、山縣公が司法省を引受けられることになつたのでした。司法大臣にはなりませんが、勿論山縣公は元老が武人のことですから、司法關係のことは何も御存知がない。司法部内にどんな人間があるかすらも御承知

がない、といふやうなわけでした、それには女房役の次官が大切だからといふので、山縣公から前の司法大臣の山田顯義氏に相談しましたところ、山田氏は、今清浦が西洋から歸つて来て遊んでゐるから清浦がよからう、と山縣公に私を推薦されたのです。私は、山縣公がかつて參議院議長をしてゐられた時分に、文書課長兼秘書官といふやうな役で、大森鐘一君など、一緒に公の部下をつとめてゐた關係もありましたので、そこで私が山縣司法大臣の下に司法次官に就任いたすことになつたのであります。司法省に入りましたから、私はいろ／＼なことをやりましたのですが、行刑に無關係のことは略すといたしまして、私が警保局長時代に考へて、以來懸案としてそのまゝになつてゐました監獄費國庫支辨の問題と、監獄の移管問題、この二つの問題は是非この際に解決しておかなければならない、と私も熱心にその研究にかゝつたのでありましたが、いろ／＼な都合で私の次官時代には何れも實現の運びに至りませんでした。ところがその後私は司法大臣となり、内務大臣は西郷從道侯でしたので私は親しく西郷侯と協議いたしました、あれはたしか、明治三十三年一月だつたと記憶してゐますが、やつと監獄費國庫支辨の問題を解決するに至つたのであります。

尤もこれには少しばかり政治上の理由も加つてゐたのであります。と申すのは、前に申すやうに當時の議會には地租輕減論といふことが盛んに唱へられてゐて、監獄費國庫支辨案の如きはその煽りを食つていつも葬られてゐたのであります。政府としてはこの地租輕減論に全く耳を藉さないといふわけにも行かず、さりとして、政黨の言ふがな／＼にこれを聴き容れてゐたのでは、いはゆる臆を得て蜀を望むといふやつで、政黨の方では今後どんな註文を持ち出して来るかも知らない、地租輕減を承認してさうした氣運を助長するやうな結果となつても面白くないといふわけで、その邊一寸微妙な關係に在つたのですが、監獄費を國庫の負擔としてそれだけ地方の負擔を軽くしてやれば、結局地租を輕減したと同じ結果となる、即ち地方費に或程度の餘裕をもたらすことになるのであるから、さうすれば政黨としても、満足して地租輕減論を撤回することにならう、といふ時の政府の考へから、この事を斷行したといふ關係もあつたのであります。即ち政府の立場からいへば、懸案の監獄費國庫支辨の問題を解決すると同時に、それによつて政黨の地租輕減論をも喰ひ止め得たといふ言はず一石二鳥の成功とも稱すべきものであつたのであります。

(六)

第二の問題たる司法省移管の問題が解決を見ましたのはそれから三年後の明治卅六年四月のことです。移管の理由と申すのは、同じ官廳である内務省には、現に局が十局——だつたか、十一局だつたか一寸忘れませんが——もあるのに、司法省には民事局一局しかない、會計その他は課である、或省には十局以上もあり、或省には單に一局しかないといふのでは、これは行政事務の分配の上からいふても甚だ均衡を得てゐない、といふのが第一の理由であり、それに前にも申したやうに、監獄事務の如きは、刑法との關係からいふても、又大寶の古制に鑑みて見ても、當然これは司法省の管轄に屬せしむべきものである、といふのが第二の理由となりましてその結果、遂に司法省の所管に移さるゝことになつたのであります。それまでは監獄事務は、内務省の監獄局が取扱つてゐたのであります。内務省時代には、大久保利通公の令息である大久保利武氏なども一時監獄局長をつとめられて、だいぶ熱心に監獄改良のことに盡瘁せられたのであります。その後久保田貫一氏が局長となられ、恰もその當時に、司法省移管が實現されましたので

久保田氏も監獄局長として、そのまゝ司法省に入つて來られたのであります。これは餘談であります。一昨年物故せられた花井卓藏君、あの人は御承知のやうになか／＼口の悪い人であります。で、當時私は、辯護士協會の招待を受けて上野の精養軒にまゐつたことがありましたが、當時の有名な辯護士連も大勢見えてゐて、開宴に際して花井君が、起つて一場の挨拶をされましたが、それは今回監獄の所管を内務省から司法省へ移されたことはまことに刑事上の美事である、その點われ／＼は清浦司法大臣の御働きに對し深く感謝の意を表する次第である、といふやうなことで、花井君としてはまことに珍らしい御世辭だと思ひましたので、私は後で花井君に向つてどうも君のやうな悪口家にあのやうな頌徳表を頂くといふことは、勳章を貰つたよりも光榮に存する次第だ、と冗談をいつて、互に大笑ひしたことがありました。といふのは、これには少し意味のあることで、實は當時の議會に於ていはゆる司法省廢省論といふが持ち上つてゐたのでした。それには花井君などが急先鋒で、司法省には現に一局しかない、一省一局とは聞えぬ話である、人事及び會計事務の如きはこれを大審院に附屬せしむればよい、經費節減の意味に於て、司法省の如き閑省は宜しく

これを廢止すべきであらう、といふ主張なのです。私もこれには少々困らされましたので、さういふ聲を消滅せしむる意味も加つて、監獄局の司法省移管を特に促進したといふ關係でもあつたのでした。その花井君と偶々精養軒で顔を合せて、右のやうな讃辭を頂戴したのでありますから、これは少々皮肉なやうな、又愉快なやうな話だつたのです。花井君と相見て呵々大笑したといふのは、さうしたわけで、一種の意味があつたのでした。しかし監獄關係の有力者の中にも、移管反對論者は相當にあつたのです。現に小河滋次郎博士の如きわが國の行刑史上に長くその名を記憶さるべき有力な人でも、當時は移管に反對で、多分その頃の協會の雑誌にもその反對意見を發表してゐたと思ひます。

(七)

右のやうな事情で、監獄の國庫支辨と司法省移管の問題は大體解決を見ることになり、以て今日に及んでゐる次第であります。それに關聯してこゝに一言お話ししておきたいと思ふことは、司獄官の養成といふことであります。たとへ刑法が改正されても、それを運用する裁判官にその人を得なければダメであるやうに、監獄の設備

だけが改良されても、肝腎の司獄官にその人を得なければ行刑の効果を期待し得られないのであります。これは申すまでもないことであります。實際の話が、どうもその頃の司獄官といふものは——典獄でもその傾向は大にありました。殊に看守長、看守といふやうな下役のものになります。行刑といふことの本來の趣旨をよく理解してないものが殆んど大多數を占めてゐたのであります。警察官もさうでしたが、司獄官にもとかく手荒な亂暴者が絶えない。行刑思想といふものゝ未だ發達してなかつた時代的關係もありましたでせうが、どうも徒に囚人を酷使し、虐待して自ら痛快がつてゐるやうな連中が多かつたのであります。そこで私も考へたのでした。どうもこんな風ではいけない、これはどうしても監獄の中にももつと文明的の學理を注入して、先づ役人の頭からして改良してかゝらねば眞の意味での監獄の改良は到底望み得ないことである、とかやうに考へまして、そこで私は、そのすつと以前警保局長時代から司獄官の養成訓練といふことを思ひ立つてゐたのであります。それについては私に一つの御手本と經驗とがあつたのであります。私はその以前に、山縣公の軍人養成に範をとつて、警察官の養成を圖つたことがありました。山縣公は軍人

の養成を士官の養成と下士の養成との二つに分けて、前者のためには士官學校を設け、後者のためには教導團を設けて、その双方からの教育によつて、以て軍隊の改良を實現されたのでありましたが、私はそれをお手本として、警察官練習所なるものを新設いたし、ハフトマン・ヘーンといふドイツ人を招聘して、警察官の頭に文明的學理を注入することに努め、可なりの好成绩を挙げたのでした。その頃の警察官といふものは、學問の力は殆んど無く、徒にサーベル威嚇主義で、特に鹿兒島出身の巡查などは例の「コラ／＼」流で、民衆を保護するよりも民衆を威嚇するといふやうな風が著しかつたのであります。司獄官亦然りといふわけなのですが、私にはさうした経験がありましたので、司獄官の養成も亦その式で行かうと考へまして、明治二十三年の頃かと思ひますが小菅集治監の中に講習所を開設いたしました、典獄と看守長との二組に分けて前後二回の講習を行つたのであります。この時もやはりドイツ人のゼーバツハといふ人を招聘して、司獄の學理のことから監獄實務のことまで一切この外人講師の指導を受けさせたのであります。ゼーバツハは、その頃ドイツで有名な刑事學者であるクロローネといふ人の弟子で、學理ばかりでなく、監獄事務に

もなか／＼詳しい人でありました。當時典獄としてゼーバツハから講習を受けた人々は、一昨年物故された藤澤正啓君を最後として殆んど全部鬼籍に上つてしまひましたが、看守長であつた人々の中には、未だ現存の方も二三はあるかと存じます。ところが不幸にしてゼ氏は間もなく死亡してしまひましたので、講習の方も自然消滅といふやうな事になつてしまつたのであります。しかしながらゼ氏の講義や意見は、わが國の監獄改良の事業に對し非常に有力な拍車を與へたもので、その頃何處へ行つても、監獄といふ監獄にはゼ氏の寫眞を飾つてゐないものはないといふ程に、ゼ氏の功績は大きく従つてその講習も、當時の司獄官に對し尠からぬ影響を與へ得たのであります。尤もゼ氏の講義は、單に監獄に關する學理と實務だけに限られ、その他の法律方面のことは大學の教授や司法部の判檢事に依頼して講習をいたしたのであります。しかしこの講習に關して――否、講習に關してばかりでなく、わが國監獄の改良を語るについて、斷じてその名を逸してならぬ人が一人あります。それは法學博士小河滋次郎氏であります。元來私が警察と監獄との改良に志し、それには先づ警察官並に司獄官その人の頭を入れ替へるために、文明的の學理を注入してかゝ

ることが先要條件であると思ひ立つたにつきましては、學識、經驗ある外國人を招聘することも勿論結構なことに違ひないが、日本人としてのよき指導者若くは世話方といつたやうな人々も是非なくてはならなかつたものですから、私はそのことを時の大學教授故穂積陳重博士に相談いたしました。同博士の御世話で警察の方へは現在の松井茂博士に来てもらひ、監獄の方へは右に申した小河滋次郎博士に来てもらつたのであります。小河博士は、當時未だ大學の選科を出たばかりの時で、ホンの一青年學徒に過ぎなかつたのでありましたが、なかなか熱心な研究家で、ゼーバツハの通譯をしながら、監獄制度の研究に没頭し、しかもその後二十有餘年間に亘つてわが國の行刑に貢獻された功勞は實に多大なるものがあるのであります。實にわが國に於ける警察並に監獄の改善進歩は松井、小河の兩博士に負ふところ實に尠くないのであります。私が當時兩博士を得たことは、ひとり私のみの幸福ではなかつたと竊に考へてゐる次第であります。

(八)

それから當時、わが行刑界で問題となつてゐましたの

は――これは今日でも依然として問題となつてゐることゝ存じますが、在監人が逐年増加するといふことゝ、累犯者が非常に多い、といふことであります。これは監獄改良の問題にも關係のあることであります。在監人が多くなりますと、監獄費が従つて膨脹して來ます。當時に於てすでに四百何十萬圓といふやうな巨大な經費を要するといふ有様だつたのです。で、これではとてもたまらん、と思ひましたので、私が司法大臣の折に、一時微罪不檢舉といふ方針を取つたことがあります。即ち至つて輕微の犯罪、例へば酒に酔つた勢ひで人を擲りつけたとか、店先きの駄菓子を一寸くすねたとか、又一寸とした手弄みをやつたとか、さうした輕微な犯罪は、警察で嚴に將來を戒め叱り置く位の程度に止めて、檢舉はしないといふことにしたのであります。さうでもしないと、たゞに經費の點で困るばかりでなしに、左様な微罪で監獄に投り込まれて格別悪い人間でもないものが、却つて獄内で大泥棒など、同じ監房に居合せ、今度は本式の惡事を習ひ覺えて再犯者となるやうな虞も多分にあつたからであります。しかし第二の再犯の防止といふこと、これは今日でも同じでせうが、當時もなか／＼六ヶしい問題でした。監獄から一旦放免になつたものが再び罪を犯すやう

になるのはどうした理由かと申しますと、それは折角監獄を出ても定つた宿所もなければ、正當の職業にも有りつけないで當てもなしにそこらをうろ／＼さまよつてゐる中に、差當りの口過ぎに困つて、ツイ再び悪い事をする、といったものが非常に多いのです。ですから再犯を防止しやうと思へば、それ等の點をよく考慮して、行き所のない出獄人には定つた宿所を與へてやり、仕事がなく困つてゐるものは然るべき眞面目な職業に就かして、ともかく自營自活の出来るやうにしてやることが必要である、といふことになりました。私はそれ／＼民間の篤志な人々とも相談いたして、出獄人保護協會といふものを設立したのであります。言はゞ一種の社會事業であつたが、私は當初から會長の役をつとめまして、出来る限り力を入れて、事業の發達を圖つたのであります。この事業については現存の原胤昭氏の如きは、實に尊敬すべき先覺者でもあれば又非常なる功勞者でもありまして同氏の手によつて救済を受けた出獄人は殆んど無數にあるのであります。又これも出獄人保護と關係のあることですが、出獄人が世の中に出て職業を得るに便宜なやうにと、獄内で今日でいへば職業教育——無論今日でもやつてゐることですが、その職業教育といふや

うなものをも試みたのであります。例へば小菅集治監でいへば最初工部大學でしたか、農商務省でしたかに、ワグネルといふ工學士を雇つてありましたが、その外人に設計させて煉瓦竈などを築造いたし、盛んに煉瓦を焼いたり、又その他の作業にも従事させてゐたのでしたが、これは民間の營業者を壓迫するといふやうなことから漸次これを廢することとなり、その代りに他の職業的のことを習得させる方針を取つたりなどしたのであります。が、しかしこれはなか／＼理窟通りにうまい結果は得られなかつたやうであります。

(九)

再犯の防止については出獄人の保護といふことも勿論必要であります。在監中によく教誨を加へて、いはゆる改過遷善の心を起さしむるといふことが第一に必要であるといふ、これは今更申すまでもないことであるが、監獄に於て主としてその役目に當つてゐるのはいはゆる教誨師であります。當時とても教誨師には多く宗教家が當つてゐたのでありましたが、宗教そのものは何宗教であれ、それはかまはないのです。日本は憲法に於て信教の自由を保障されてゐるのでありますから、佛教で

あれ、耶蘇教であれそれはかまはないのですが、問題は教誨師その人の待遇といふことです。原胤昭氏なども教誨師としては殆んど最初の人だつたでせうが、どうも教誨師の待遇といふものがあまり香しくない。最初は官吏としての待遇すら受けなかつたやうな工合でしたが、その後多少よくなつて、やつと判任官待遇といつた位のところでは、囚人の心を善に導かうといふ教誨師の地位があまりに低いと、自然囚人としても教誨師に對する尊敬の念が薄らぐやうにもなります。それでは折角の教誨も無力なものになります。教誨師は典獄でもこれを尊敬するといふ位の地位に在つてこそ、囚人に對して有力な教誨も出来るのである、とかやうに考へまして、教誨師の待遇改善といふことについていろ／＼骨を折つたやうなこともありつた。

私が行刑に關係してゐた時分の御話は大まかたところ大體右のやうなことであります。附けたりとして、私が洋行中、向ふの監獄制度を多少見聞して來た時のことを一寸御話しいたしませう。私は明治二十四年四月に警保局長を辭職いたしましたのですぐ貴族院に入り、それと殆んど同時に洋行いたしましたのでありますが、實は洋行の命令を受取つたのは、そのすつと以前の明治十八年頃だ

つたと思ひます。警察、監獄、自治とこの三項目の取調をして來い、といふ命令だつたのですが、明治十七年に警保局長に就任し、それから明治二十一、二年頃までといふものはわが警察界は實に非常に多事多忙の時代だつたのであります。今日でもよく不眠不休といふことを申しますが、これは當時私が言ひ出した言葉で、加波山事件、扇橋事件、静岡事件、名古屋事件、秩父事件といつた工合に、次から次と續出する重大事件に當面いたしました。私は文字通りに不眠不休の活動を續けてゐましたので、命令は受取つたが、事實西洋へ出發するといふ機會がなかつたのでした。それで初期議會を終つて、二十四年になつてやつと洋行することになつたのでしたが調査項目はやはり警察、監獄、自治のこの三つでした。その中でも私が一番主力を注いで調べましたのは警察のことでありましたし、且つ洋行期間も一ヶ年一二月といふ短期間でありましたので、監獄の方は思ふやうには手が届きかねましたが、それでも出来る限りは見聞調査いたしました。ドイツでも司法省を訪ねて、當時有名なクローネといふ人にも親しく面會して、監獄の話も聞き又二三の監獄を案内してもらつたりしました。その頃ドイツ監獄は、内務省と司法省とに兩跨かけて分屬してゐ

るやうな形でしたが、これは習慣上のことで別に意味はないといふやうな話でした。又ベルギーでは、ルーバン監獄やガン監獄をも見て來ました。何れも設備の整つたものでしたが、殊に精神病の囚人を入れる監獄の如きはまことに行届いたもので、例へば囚人の氣を落ちつかせるために窓に青ガラスを張つてゐる、光線が青ガラスを透して來て、室内が青色につままれるので囚人の氣が落ちつくといふわけであります。又、精神病者のことであるから、發作的に自分の頭を柱にぶつつけて、爲めに傷ついたり死んだりするやうなこともあるので、それを防ぐために頭の届く程度の壁には、一面に海綿のやうなものをついておく、といふやうなこともやつてゐましたが、なか／＼用意周到なものだと感心して見て來た次第であります。

尙細いことを申し上げれば、いろいろ御話もありませうが、何しろ相當年數も経つてゐますので、一寸記憶に浮んで來ない點もありますし、旁々私の行刑回顧談は右のやうなところで御免を蒙らせてもらひます。大體當時の経緯等はこれであらうかと思ひます。外國人が擧げたやうな明治初年の粗末で亂暴な行刑が、今日のやうな立派な、文化的な行刑に進むまでは、無論對外的にも、又社會的にも様々な動因があつたことであらうが、又幾多のかくれた人々の功勞を見逃すことが出來ないと存じます。私が多少なりわが行刑界に力をいたすことが出來ましたのも、それ等の人々の努力に負ふところが頗る多いのであります。しかもそれ等の人々は今は多く故人となつてしまはれましたが、私はこの御話を終るに際し、圖らずもそれ等の人々の面影を髣髴して今昔の感に堪へない次第であります。

“The Prison of the Future”  
 Frank C. Richmond, M.D.

將來のかんごく  
 — 1つの提案 —

醫學博士 フランク・シー・リッチモンド

リッチモンド氏は、米國 Wisconsin 州のステート・ボード・オブ・コントロール [State Board of Control] は州の慈惠施設並に行刑施設を監督統轄するボード組織 (合議體) の局名で、ボードは五人のメンバー (一人は女) より成り、五年の任期でステート (州) のガヴァナー (知事) によつて任命される」の精神病外勤部長 Director, Psychiatric Field Service) である。

この一篇は、去年一九三四年二月二十二日、シカゴ市に開催せられたるアメリカ精神病學々會の行刑施設に於ける精神病學部の部會に試みたるリッチモンド氏の演説の全文である。

同じ生を享けた人の體軀にわざと巧んだ肉の苦痛を加へるといふことは、廣く一般に、不法で、病的で、且つ社會的に見て願はしからぬものと認められて、今日ではすつかり不評判になつてしまつたのである。徒らに殘虐

な刑罰を加ふるの非を鳴らす現代の叫びは、實に峻烈を極めてゐて、かくまでに非難を受けてゐる拷問が、如何にして世界の歴史の上にさばかり長い間物凄しい役割を演じてゐることができたかの理由を了解するに苦しむほど

で、全く不思議な位であるが、しかも、事實は事實で、それは久しく悪の助言者であり、暴虐の手先であつたのであつて、やつと近時に到つて、公平なるべき法の裁きの庭から、さては、清浄なるべきゴツドの聖壇から（註——スペインのインクイジション（宗教裁判）の殘虐の限りを盡したことは史を讀むものをして戰慄を覺えしむる）方纒かに拭ひ去ることのできた人間のサーデイスティック（嗜虐性）な汚點なのであつた。

トーチユア（拷問）が國法上の合法的權力として現はれたのは、エチプト及びベルシヤであつた。ギリシヤでも、司法制度の一部として立派に存在してゐたのである。ローマ帝國になつて、トーチユアの極めて念入りに發達したことは人のよく知る所で、カリグラ皇帝は、刺だらけのばらの枝を口とか肛門とか人體の一番柔かい部門の中へ挿し込んだ上で急に引き抜いて、人の苦しむのを見て特に喜んでゐたといふ位、其の嗜好は極めて凝つたものであつた。暴君ネロが、キリスト教徒の迫害を名として、教徒を捕へて油に浸し、十字架に縛りつけて、苑上長夜の宴を飾るイルミネーションとして、林立した十字架を一齊に焚き立てた凄慘な光景は、シエンキーウイチの「クオ・ヴァデイス」の中に巧みに描き出されてゐる。

古い異教時代のトーチユアは、はげしいものではあつたが、人間の中に潜んでゐる鬼畜にも等しい殘虐性の證とも見るべき中世の巧を弄したサーデイズム（嗜虐趣味）に比べると、まことに單純で素人じみたものであつた。命はとらずに、あらん限りの苦痛を與へるようになつた器械に示された工夫の妙は、トーチユアのあらゆる問題が細密に研究せられ、國家からもチャーチからも完全に認許せられてゐたことを證據立てゝゐるのである。中世期一千年の間、この怖ろしいトーチユアは歐州の到處に行はれた尋常茶飯事であつたのである。何人も容赦されなかつたのである。いわけなき小供も、病み衰へた老人も、かよわい女性も——誰もかも等しく、恣しいまゝに加へらるゝトーチユアの辱しめと苦しみとを免がるゝことはできなかつたのである。

中世期の恐ろしいトーチユア・チェンバー（拷問室）の叙述は止めるにしても、少くとも、トーチユアの根本に横はる一般的な理論は之を了解してをかなければならぬ。何故に、長い幾世紀の間、裁判手續に其適用が許されてゐたか、これを正當なりとした理由は何か。これが、分りかつてゐなければならぬ。それは外でもない「存分に痛めつけろ、そうすれば泥を吐く」(“hurt a

man enough and he'll tell you the truth”)といふ假定に基いてトーチユアが行はれてゐたのである。もつとも、この中世の法律上のトーチユアは、オーデアル(cordeal)（神明審判）（日本の探湯ウラガヒ）として知られた古代の野蠻な宗教上の工夫から出たものであることはことわつてをかなければならない。かくして、殺人又は背教の罪ありとせられたものは、煮立つた鉛の釜の中へ腕をつゝ込ませられたのである。若し、相當の時が経つて、傷が癒れば無罪と宣告せられ、若し又た、悪化して腐敗することになれば、其者の罪は證據立てられたことになるのである。

ローマ法は歐州を通してこのオーデアルを禁止したが裁判上の手續は一層複雑なものとなつたのである。有罪の宣告が下される前には、是非とも確證をつかむことが必要で、それも被告自身から立證させなければならぬといふのであつた。中世のトーチユアの大部分は、自分で自分を犯人と認めさせる、即ち、無理にも自白させるといふ殘忍非道なやり方で行はれてゐたもので、當時は歐州の凡ての國々の普通法廷の裁判官(civil judge)（宗教上の審判官に對していふ）は、犯罪の嫌疑を立證する證據を得るため、並びに、有罪判決に次ぐ刑罪を科するがた

めにも、サンブ・スクリュウ（拇指其他の關節をしめる刑具）や、ラツク（手足をひつばる刑具）や、其他の器械を使用したものである。

トーチユア・チェンバーの不思議な心理は、現在生きてゐる人には何人にも理詰めでは理解することはできないものである。それは、今こそ幸にも地球の表面から消失せたが、無智と迷妄と狂信との固まりであつたのである。今日では、この中世のトーチユアの遺物としては、微々たる弱いものではあるが、このアメリカの警察で行はれるサード・デグリー（註——自白を強ゆる一種の軽い拷問で、犯罪の第三級から思ひついた悪口）や、リンチング（私刑）の如きものに残つてゐるが、しかし、裁判上の一形式としては、文化國のいづれの處にも存在しなくなつたのである。

眞のキリスト教的文明と延いて社會改良運動の發展するに従つて、色々工夫された刑具は當時のダンチオン（監禁用の地牢）から取り除かれて、自然の成り行きでこのダンチオンは拘留(detention)してをく場所としてのブリズンと變じたのである。然るに、十七世紀になつて一般輿論は逆に後戻りを初めて、其の結果、拘留の場所であつたブリズンは犯人の刑罰の場所としてのブリズン

になつてしまつたのである。現在、二十世紀に於ては、輿論の振子は、再び異教的思想から離れて、キリスト教の本義の方へ立ち戻らうとしてゐるのである。即ち、報復と刑罰とから去つて、矯正と更生の方へ向つて動いてゐるのである。

極めて簡單で、忙しい叙述ではあるが、刑罰についての時代々々の見解の變遷を回顧してをいて、さて、それから本題に入つたら、理解のある面白い論議の筆が進められようと思ふのである。

一九三〇年五月、シカゴで開催せられた第一回精神衛生國際會議 (First International Congress on Mental Hygiene) に於て、合衆國政府司法省行刑局長 (Federal Commissioner of Prisons) サンホード・ベーツ氏は「將來のプリズン」なる論題で、一場の講演を試みてゐるが其中に「元來、プリズンなるものは、單にデテンション (拘留) の場所であつたのであるが、それが、自然時を経るに従つて、現在のような刑罰の場所に變化してきたものである。思慮のある觀察者にして、あからさまに刑罰の効果を疑ふものも、なほ、社會の法律を破つた犯人の拘禁から得られる防衛を、社會をして思ひ切つて棄て

させようとは敢てし得ないものである。しかし、社會的な矯正手段としての迅速にして且つ的確な行刑處遇のプログラムは斷じて弱められてはならないのである」と氏は述べてゐる。

茲處で當然論理上、ベーツ氏は次のように問ひかけなければならなくなつたのである。「然らば、如何にして現在我等が享有してゐるような防衛を與ふると同時に健全な情味のある更生方法を包含してゐるピーナル・システムを案出することができようか」と。

今迄にも、理想的なプリズンといふものゝ定義は多く出てゐるが、前きの合衆國政府の司法長官ミツチエル (Ex-Attorney General William D. Mitchell) のそれが簡潔で適切である。氏の定義は「將來のプリズンは、同時に、改善可能の犯人にとつては訓練所であり、改善不可能のものにとつては永久の隔離場であり、而して、犯罪研究のための實驗室たるべきである」といふのである。

行刑局長ベーツ氏は、この定義を採用し且つ之を敷衍して、而して、この定義に含まれた概念の實現のための次の四つの案を提唱してゐるのである。

第一案

將來のプリズンの建物及び其設備は、受刑者更生の積極的なプログラムの適用をして容易ならしむるよう考案せられなければならない。建築は固より堅牢なるべきであるが、病院、實驗室、學校 (圖書室も)、精神衛生臨床研究室 (mental Hygien clinic) 工場及び農場のために十分の餘地が與へらるべきである。

この案は已に實現されつゝある。矯正施設の建築上の特色についての興味は、今や、家庭生活に代るべき小形の獨立宿舍建設の方策の實行に向けられてゐるのである。プリズン・アーキテクト (建築技師) として長い經驗を有つてゐるアルフレッド・ブルツクスは、プリズンが戒護の急務に備ふるの具たると同時に、改善矯正の具たるべしとの觀念に重きを置き、同じく建築技師のホプキンスはプリズンの環境の影響は受刑者に於けると同じく刑務所の職員の上にも顯著であつて、むしろ或は遙かに重要なものがある、と曰つてゐるのは賢明な觀察といふべきである。而して、事情に通じた人ならば、プリズンの壁外に於ける犯人の處遇 (プロベーション及びパロ

ール) に極めて喜ぶべき發達の見られたと同時に、一方プリズンの建築の趣旨が單に偏に刑罰の要求する所に向けられるよりも、むしろ、矯正の目的に副ふべく變化しつゝあることを、等しく認むるであらう。

プリズンの建築の喜ばしい傾向を示すものとして、一九三四年一月廿四日のウイスコンシン州の官報に、今度百年以上もたつたカリホルニアのサン・ケンティン・プリズンが改築せられて、あの恐ろしい一ホール (穴) と呼ばれた亂暴者の受刑者を屏禁したダンデオン (地下牢) もなくなつて、新しいセル・ブロック (房棟) が同年の六月には已に完成せられたといふニュースが掲げられてゐる。

第二案

將來のプリズンの職員には人の性情に關する科學に修練した人を以て之に充てられることにならう。

已に刑務所の職員は一個の職業として専門化しつゝあるのである。將來刑務官たらんとするもの即ち見習中の職員は、我國にも、處々の州で、創設の運びになつて居り、中には已に開始されてゐるものもある。で

右の結果、プリズン・サービス（刑務官の職）も、大學の卒業生、老練な學校教師及び其他の社會の福利といふことについて進んだ考を有つてゐるものに、無意味でない智能的でしかも積極的な仕事を與ふる機會を供するものであるといふ觀念が廣く世間に廣まるに従つて、刑務所の職員は、昔時とちがつて、次第に精選せらるゝことになつたのである。

第三案

怠廢した心志は惡魔の工房だと言はれてゐるが、將來のプリズンに在つては、受刑者の徒手徒食するの社會の公安を脅かすものなるの理を切實に感ずることにならう。規律を維持するためばかりでなく、訓練と更生とのために、作業は是非賦課せられなければならないものである。しかし、プリズン・レーバー（作業）に私人の利害關係の侵入することは容赦すべからざる弊害で、斷じて除去さるべきである。受刑者の労働は搾取されてはならないのである。

刑務所の管理に在つて、受刑者の作業より重要なものはないのである。この作業は、ちゃんと定まつた有用の通りであつた時代もあつたのである。しかし、アメリカのプリズンの大部分に關しては、かういふ事情が事實だといふ實證のあつたのは大分久しい以前の事で、今はそんなことはなくなつたのである。事實上、刑務所製品の價格にこもつてゐる工賃其他のコストは其後次第に高められて、終に、今日では、一般市場に商品を賣り出してゐるプリズンの凡ては、全く公正な競争の立場でやつてゐるのである。

公正な競争の立場といふことが、今度ステート間にできた刑務作業の經營を取締る新しい協定の觀念なのである。このコムパクトは、一九三三年二月以來作業を經營してゐるプリズンの當局者間に回を重ねて開催された會合の結果生れたものである。この協定によると、プリズンの内に營まるゝ作業の何たるを問はず、凡ての作業の労働時間は競争の立場に在る自由産業に於けると同じでなければならぬことが規定せられてゐるのである。次に、プリズンの製品は公平な其時の相場で市場に賣り出さるべきこと、更らに、プリズンに於ける製品の原價には競争の立場に在る自由産業の労働賃金と大體上等しい一時間の労働賃金が含まれてゐなければならぬこと等が規定されてゐる。

な目的を有つてゐなければならぬ。單に一個の課程としても、價値はないことはないが、かゝる動作は一個の有用な目的を有つてゐる作業の心身に及ぼす治療上の價値は有つてゐないのである。

これが、プリズンの作業を裏書してゐる一般原理である。刑務作業の製品が一般市場へ賣出されると不利を蒙むると主張する生産者側から、已に多年に亘つて、プリズンに於ける凡ての生産作業を廢止すべしとの斷乎たる運動が起つてゐたのである。

しかし、實際の經驗で、かゝる刑務所の製品を州政府又は其他の地方政治團體の用途に充てるようにして（官用主義）、其の吐け口を制限することは、凡ての受刑者、然らざるまでも彼等の大部分を就業せしめ得るような十分な生産作業の數量を供給することができないことが確しかめられてゐるのである。

刑務所の作業の製品を一般市場から驅逐せんとする人達の根本の主張は、刑務所の工賃及び生産原價の總額すらも自由産業に於ける同種の製品の工賃及び生産原價の總額よりも遙かに少ない、といふに在る。なるほど、一般市場に賣り出される刑務所製品の生産條件が此の主張

これが所謂彼の N.R.A (National Recovery Administration) — 國民復興局) のプリズン・インダストリーズ・コード (Prison Industries Code — 刑務作業規定) となつたのであつて、現在施行されてゐるものである。細かい點までは未だ解決されてはゐないが、このコードはこれまで自由産業側からの故障で、面倒なものとしてされてゐるプリズン・レーバーの問題を處理する方法に非常な進歩を示したもので、アメリカの歴史あつて以來初めて、プリズンに於ける最大の精神療法上の一個の力たる作業の運用を保持する方法に於て、各州は初めて意見の一致をみたわけである。而して、これは、無制限なプリズン・レーバーは自由労働者を不利の立場に置くものと思つてゐる人々に何等の苦痛を加へることなしに完成されたのであつた。

第四案

將來のプリズンの收容者に施さるべき矯正的にして同時に防衛的なるトリートメント（處遇）を個別化するべき何等かの方法が見出されなければならない。これはプリズンなるものゝ任務中の最も困難なものであるが、しかも、また、もつとも望みの多いものである。

人間は一と塊りにして罰することはできるが、しかしリホームすることはできない。一人の人間は或る一定の感化にうまく反應してくれるが、他の人間はこれを受用しかねるか又は逆にこれに反抗してくるからである。

行刑局長ベーツ氏は説くのである。「精神病学者 (D.D. Chastist) や精神衛生学者 (mental hygienist) が我々の将来の行刑組織のプログラム中に在つて極めて重要な位地を有つことにならうといふのは、全く此點に存するのである。治療を施す前には、先づ、處方を定めなければならぬからである。過去二十五年に集積せられた精神病學に關する知識はおびただしいもので、十分倚賴するに足るのである。而して、ベーツ氏は、将来の刑務職員は、刑務官としての本來の職務上並びにこれに關聯せる諸種の知識で教育された看守及び幹部職員に加ふるに精神病學者及び精神測定學者 (psychometrist)、職業及び運動競技の教師 (vocational and athletic instructors) 實驗室の専門技師、研究助手其他のもので補充増員せられ、此等の職員は、處遇の個別化のプログラムに於ける構成分子として夫れ々其位地を占むることゝならう、と斷言してゐるのである。

かくして、ベーツ氏は會同席上精神病學に對する合衆

國政府行刑局の態度を下の如く言明してゐるのである。

「精神病學者と曰ひ、又は、精神衛生學者とも稱してゐるが、其名稱はいづれにせよ、このエキスパート (専門家) は将来も刑務所の職員として其の職を保つのである。我が行刑局の彼れに求むる所は、彼が我々刑務職員と共に働き、我々のワーク (事業) の至難なるをよく了解し、受刑者の現在有つてゐる (又は過去に存した) 病所を我々に指摘してくれるに満足せず、すぐ上衣を脱いで、我々に助力して彼等を矯め治すために一緒に手術室に行つてくれることである。我々ビーノロヂスト (刑務官吏) は、自分の商賣が微々として振はなければ、それが成功だといふ、他に類のない人間なのである。我々の顧客である犯人が我々と取引をするのを止めて、其代りに、クリニツクや、病院や、職業練習所や、チャーチへ行くやうになれば、其時のワーデン (所長) の或るものは「廢業に (き閉店) (Closed. Going out of business)」と書いたサイン (標示板) を自分のプリズンの正門へ打ちつけて、大喜びに喜ぶことであらう。かくして、アメリカ精神病學會は、「是に於てか、大きな問題となるのは、プリズンの有つてゐる戒護の任務と矯正教育の任務とを調和させることである。この調和融合は、徐々に

巧みに行はれることが必要で、急にはむづかしいものであるが、結局この賢明な方法に代るものはないのである。十九世紀に於ける科學的知識の發達は我々のメカニカル (機械的) な方面の文化を一變したのである。若しこの科學的知識が工業商業、醫療、社會事業のそれ々々の分野に効果的に應用され得るものならば、これよりもつと困難な變化窮りないヒュウマン・ネーチュア (人之性情) の問題に應用され得ないことはないのである」と説いたベーツ氏に心から同意するものである。

それ處ではない、行刑局長閣下の勸奨に徹頭徹尾協力するの精神で、更らに進んで「将来のプリズン」のために立てられたプログラムへの追加として、茲に、我が學會は、提唱者たる局長並びに彼の友僚諸君に次の第五案を捧げんとするものである。

### 第五案

將來の理想の施設の名稱よりプリズンなる語を削除せよ、而して、之に代ふるに、しかく醜陋不快ならざる語を以てせよ。

行刑施設を出でたものに對する公衆の心理的態度が犯

人の更生を妨げ、自由社會への復歸を難からしむるの事實あるは、今更否むべくもないのである。多くの犯罪が精神に缺陷があり、改善不能者の或るものに至ては全く悪むべきものがあるといふ事實に、公衆が眼を閉づることができないため、この態度はどうしても改らないのである。

シン・シン・プリズンのワーデン・ローズは、長い間受刑者に接して種々の經驗を有つてゐる人であるが、彼は常に先づ第一に受刑者を普通の人間として見たもので「子供」や「支那人」と同じで別に異つた人格を有つたものではないとしてゐるのである。平均して一般智能は普通世間の人間よりも下るかもしれないが、しかし、往々、彼等の中にも才智の勝れたものもゐるのである。全體として見れば、彼等は自制心に欠しいが、しかし中には高い程度の自制心を示すものもゐるのである。残酷でなく深切に取扱つてやれば、釋放後自由社會へ歸つての生活の準備のための訓練が十分よく施され得る人達だとローズ氏は認めてゐるのである。

前科といふ汚辱的な烙印、プリズンなる語とそれの有つ概念にまつはりついた不名譽と誹謗、これ等のものはベーツ氏、ローズ氏、ローズ氏と同じくウイソコンシン

州のワーズデンたるリース氏等の背負つてゐる受刑者の更生といふ重い任務とは、其觀念が全然背弛してゐるのである。プリズンといふ惡臭のつよい名稱から來る記憶は、一時的のものでなく、永世消えないのである。刑を受けたといふことは、何でもないのであるが、苦しみ抜くのは、プリズンを出てから後の社會の下すセンチンス（刑の宣告）である。

刑罰の場所としてプリズンを使用するに至つたのは、近く十七世紀になつてからである。其以前は、單に拘留又は隔離の場所として用ひられてゐたのである。拘留隔離の場所は、次第に時を経るに従つて、刑罰としての拘禁の場所となつたのである。其の本質的の要素はダンチオン（地下牢）であつたのである。

進化の過程は駁々乎として息まないものである。將來も決して息むことはないだらう。然らば、進化の結果を採り入れるばかりでなく、更らに一步進んで、プリズンを總括して、これにもつとふさわしい名稱を與へて時代の進歩を認むると同時に、これに敬意を表するのは極めて恰好でむしろ必要であるといつて可いのである。プリズンは已に刑罰として拘禁する殺風景な建物ではない。プリズンなる幼蟲は、慈母なる自然の法則に順つて

今迄とはちがつた他の屬性を具有するに至り、立派な美しい羽を持つた蝶に化しつゝあるのである。ホスピタル（病院）はダンチオンに取つて代つたのである。

實際家にせよ、理想派にせよ、受刑者の矯正改善に志すものにとつては、プリズンなる語の概念から生ずるをびたゞしい障害のために苦しませられるのであつて、而して、この障害たるや、この忌むべき語を湮滅に歸せしめようとする堅い決心の下に、法律、社會事業、一般醫學、精神病學、心理學、宗教其他殆んどあらゆる人間の力を動員して一致結合せしめなければならぬほど、しかく執拗で頑強なのである。プリズンなる語は已に常用語の中に含まれた實際有用の目的に副はなくなつてゐるのである。現在プリズンを出入するプリゾナー（受刑者）についてまわる此語の包藏する氣味色が世間の人心から去らない間は、將來のプリズンは其目指す處に到達するを得ないであらう。この忌まはしい影響を破壊するためには、サンホード・ベーツによつて提唱されたような行刑處遇の技術上の革新のみでは足らないのであつて、須らく斧鉞を其根柢に加へて、プリズンなる名稱を目的と政策の變化に相當した名稱に改めなければならぬ。其上に、將來のプリズンをプリズンと呼ぶのは、全く

まちがつてゐるのである。それは、受刑者の身體と精神とが徹底的に精査されて、更生の準備のために近代科學に知られたあらゆる手段の講ぜらるゝサイエンティフィック・ラボラトリー（實驗室）となるのだから、さういふ施設へ入るプリゾナーは、むしろ果報者といつて可いのである。其處でのモットーは「ブレイク」(“break”) (ひしぐ) にあらずして「ビルド」(“build”) (きづく) である。

しかも、偶ま法を犯かしたものが矯正の功の完うせらるゝ間抑留されてゐるといふ故のみのために、この慈愛のこもつた施設を依然プリズンと呼ぶ悪い習癖が續けられてゐるのである。

とはいへ、或るものは、たとへて何といふ名稱で呼ばふとも、やつぱりプリズンに違ひないぢやないか、と曰ふかもしれない。しかし、諸君、其語の原の意義に従へば、又は少くとも、近く十七世紀以後の意義に従へば、プリズンとは言へない一つの施設を猶ほ依然としてプリズンと呼びつゝあるのを御存知でせう。而して一步進んで寛裕な態度で、近代的な矯正施設を出でた人々に臨んでゐる社會事業團體に世間の公衆が参加して協力することを拒むのは、實に、プリズンといふ古い概念

から出る惡臭が社會の鼻孔を衝くがためなのである。

最近、ニューヨーク州立ワウイツク少年訓練所 (New York State Training School for Boys at Warwick) (昭和九年一月號「刑政」時報欄参照) の落成でステート (州) では、ランダル嶋の養育院 (House of Refuge) に代るべき一つの新しい施設を開いたのである。このランダル嶋の施設は今ではもう少年犯人を收容する施設ではなくなつたのである。この新しい施設は、「少年犯人のための施設であるよりも、むしろ新鮮な外氣を享けるファームとか又は田舎の寄宿學校に似たものとして」經營さるゝ筈である。この所 <sup>シユウベツランゲン</sup> 長のロバート・ローゼンブルース大尉の言ふ所によれば「ワウイツクは收容者が自分の室の鍵を自分のポケットに入れて構内を自由に歩きまはれるアメリカに於ける唯一のリホーメートリー」なのである。

茲處の管理當局の定めた方針によれば「二十人の醫師精神病學者及びクリミノロヂストより成るボード（審議會）は新たに收容される少年につき、一々「如何にして身體の缺陷、精神の異常並びに不健全なる社會的要因が少年をして犯罪生活に向はしめたるか、且つ、如何にせば此等の少年犯人を矯正し得べきや」を研究するのであ

る。このニューヨーク州立少年訓練所に試みられた革新の

或るものについては肯んじがたい點も相當多いのであるが、其名稱を改めただけでも、たしかに、よく其負ふ所の任務に合致し人心を振作するの力ある點に於て、養育院の舊稱に優ること萬々である。

英國に於ける之と同様な施設も、已に一九〇八年以來法文中にもインダストリアル・スクール(授産場)とかリホームトリー(感化院)とは云はず「ボースル・インステイテユウション」(ボースタル式施設)(註——英國ケント縣のボースタル・プリズンより始まりたるを以て斯名あり)と呼ばれてゐるのである。

わがウイコンシンでは、低能兒童ホーム(Home for the Feebleminded)を法律を以て訓練農場(Colony and Training School)の名に變じたのである。しかしウイコンシンでニューヨークの進歩に學ばんとするならば、この少年のための同じ施設の名を、所の名に因んでレツチウオース・ヴィレーヂ(——村園)と變へた方が遙かにましであつたのである。更らに、ウイコンシンの男子のステート・リホームトリーに對する女子のステート・リホームトリーは、ウイコンシン女子授

産ホーム(Wisconsin Industrial Home for Women)といふ名に柔らげられたのである。かくして、わがアメリカを通じて、到處に、現在過渡期に在る施設の名稱を變じて、社會の進歩のコースに追隨して、其成果を掴まんとする傾向が盛んになつてゐるのである。

然らば、何故に、プリズンなる名を冠して將來の矯正施設を辱かしむるを休めて、有能なる行刑局長ベーツ氏の譽れのために、ベーツ・ヴィレーヂと名づけ、人類の友なるウイコンシンのハナン氏の名にちなみて、ハナン・インダストリアル・セクター(授産場)、ニューヨークの著名なるサイキエトリスト(精神病學者)の名をとつて、ベーカー・インステイテユウト(精神病研究所)と名づけないのであるか。

微々たる一精神病學者のために貴重な時間を割いて下された諸君の御好意は謝するに余りある所であるが、この微々たる私が、サイキエトリの範圍を越えて、大それたプリズン・リホームの問題を捉へて一場のアドレスを以て諸君の清聽を煩はしたについては、簡單な辯明が必要と思ふのである。それは外でもない「將來のプリズン」なる題目の中には一個の心理上の問題が含まれて

### スクールとプリズン

最近の米國の「サーベ」法に出たダブリン博士の所説によると、米國に於ける殺人件数は一年一萬一千人以上であつて、犯罪のコストの總額は、一年百三十億ダラに上ると見積られてゐる。この額は、政府の要求した失業救済費の約三倍に當るのである。また、現在在學中の學生にしてポ

ーテンシアル・クリミナル(機會的犯人)たるべしと見られるものは合衆國の陸軍の兵數よりも多いと見積られてゐる。この巨大な犯罪費の大部分は犯人の逮捕及び裁判に要する費用、並びに、リホームトリー、プリズン其他の行刑施設への犯人の收容費に充てらるゝのである。之に對照して、一九三一——三二年に合衆國政府の教育局(Office of Education)(内務省所屬)に報告せられた所によると、幼稚園より公私大學を通じて凡ての教育の見積収入總額は、三十億〇八千三百八十八萬八千七百八十五ダラである。プリズンの方がスクールよりもずつと影法師が大きい譯だ。

ゐるのである。自分がやらなくても、きつと誰かが論じ出す問題である。心理學と精神病學との間に科學的連鎖の存してゐる事實は、一個の微々たるサイキエトリリストたる自分が、プリズンといふ大きな問題を解決しようとする大膽さの立派な申譯になるのである。人心の一とたび奮起し、しかも、これをコントロールするに機宜を誤らなければ、石の壁も鉄の格子も物の屑ではないのである。精神は物質を動かす。名稱を改むるといふことは(mutato nomine)人心を新にする所以で今迄にも、社會の無爲無力を鼓舞し克服し得た手段の一つなのである。

Journal of Criminal Law and Criminology,  
January-February, 1935.

### 第六回行刑醫務講習所開所式

第六回行刑醫務講習所開所式は五月十五日午後三時より刑務協會樓上に於て開催、岩松練習所長始め、正木、岡、東の各司法書記官、芥川衛生官等列席、伊藤刑務協會主事の開會の挨拶に次ぎ、岩松所長より左の訓示を試み、伊藤主事會所の辭を述べて午後三時二十分閉式した。

各位はこの四月一日に、すでに刑務所の職員として採用され、爾來約一ヶ月間といふもの、東京の刑務所に於て、行刑醫務の實務につき、夫々見聞、研究を積まれたのでありますが、更に今日よりは技術者ではあるが、刑務所の職員として當然知らねばならぬ行刑法規その他行刑に關する種々の智識を習得することゝなるのであります。刑務所がいかなる場所

位は今日以前、すでに或程度の理解を有してゐらるゝことゝ信じます。しかしそれは、大體に於て單に局外者としての認識に過ぎないのであります。各位が將來、刑務所の職員として、技術上の方面から自身に行刑事務の一部を擔當するゝ場合に於ける認識としては、もう少し、深刻で且つ徹底したものでなくてはならぬと思ふのであります。各位は先づ第一に、刑務所の仕事の性質と使命とに對し十分なる認識を有たなくてはならぬのであります。それが同時に、刑務所の各種の行刑事務といふものは、各自が勝手氣儘にこれを行ふことを許さずして、一々法規、訓令等に準據して遂行さるべきものであるといふことをよく理解してかゝらねばならぬのであります。換言すれば各位が今後、保健技師として刑務所の仕事を擔當するゝ上にも、他の刑務所職

員と同様、行刑に關する各種の法規、訓令等を十分承知しておくことが最も必要なことでありまして、さもなければ、衛生醫療の立場としては或は過誤ないとするも、行刑事務の擔當者としては、必ずしもこれなきを保し難いといふやうな場合がないとも限らぬのであります。さうした必要から今回この講習を開始することになつたのであります。各位はその意味を合點されて、期間中熱心に各講師先生方の講義を聽かれ、十分に御研鑽あらんことを希望いたしますのであります。或は各位としては、法規といふ中にも、將來各位が従事せらるべき職務に關係ある法規だけさへ心得てゐればそれで可い、といふ風に御考へになるかもしれませぬが、決してさうではないのであります。勿論行刑事務は、夫々の部門に分れてゐて、従つて自己の受持場といふものも自ら決つてゐることでありまして、その各自受持の部門に於て、關係法規等を十分に呑み込み、出来る限り完成な成績を擧ぐることに努力すべきことは言を

俟たぬこととありますが、しかしそれと同時に、行刑全般としての仕事はどうか又その行刑全般に對し、自己の持場は果していかなる立場を占めてゐるかといふことに關し、最も正確なる觀念を必要とするのであります。自分は保健技師であるから、保健衛生に關する法規さへ知つてゐればいゝといふやうな考へ方はいはゆる認識不足といふものでありまして、保健衛生を通じて全體としての行刑事務の進歩に貢献しやうがためには、やはり行刑一般に關する各種の法規を十分に理解してかゝらねばならぬのであります。行刑全般に關する法規、訓令に通曉することによつて始めて、自己の職務を完全に遂行し得るものであるといふことを各位は深く御了解にならねばならぬのであります。とは申せ、各位の直接受持の部門は、保健衛生に關することでありまして、勿論その方面の研究を怠るべきではなく、すでに刑務所内で或程度の研究を重ねましたが、更に今後二ヶ月の講習期間中に於ても、相當多くの時間を割い

て、市内の各病院等に於て、實地研究をなし、將來の保健技師としての手腕に萬遺憾なきことを期してゐますし、又何よりもそれは各位の専門のことですから、他から言はるゝまでもなく、今後永久に眞摯な御研鑽を續けらるゝことゝ信じますが各位の専門以外の行刑法規等については、恐らく今回の講習を除いては、再び御研究になるやうな機會はあるまいと思像されますので、特にこの際に、折角の好機會を最も有意義に利用して、眞剣に熱誠に、御勉強、御精勵あらんことを切望する次第であります。各位にとつて今は、國家の役人として、正にその第一歩を踏み出さうとする大切な門出でありますから、幾重にも確固とした御覺悟を以て、事に臨まれることを御忠告いたします。右一言、各位の御注意を喚起いたした次第であります。

### 第五區第九回武道會

第五區第九回武道會は豫定通り四月二十八日午前八時より長崎支部主催にて諫早町諫早尋常高等小學校講堂に於て會長及區内熊本、久留米、各支部長並に長崎控訴院檢事長其他來賓多數列席の下に開催せられた。先づ柳原長崎支部長開會の辭を述べ次で前年劍道優勝山口刑務所、柔道優勝福岡刑務所優勝旗を返還し、それより審判員の注意劍道及柔道の型あり、終つて各刑務所の對抗試合に移り午後三時半演武を終つたが、其成績左記の如く劍道は岩國最高點を獲得して一等となり、二等長崎、三等福岡柔道は一等長崎、二等福岡、三等熊本となつた。依つて柳原支部長より劍道岩國、柔道長崎の兩刑務所へ優勝旗並に表彰狀賞品を、柔劍道二三等刑務所へ表彰狀並に賞品を授與し、終つて會長訓示に引續き支部長挨拶をなし審判員の講評あり、極めて盛會裡に午後四時閉會した。

劍道決勝成績表

刑務所別	組合	甲組得點	乙組得點	丙組得點	總點	成績
久留米	三	四	二	一〇	六	八
岩國	六	四	五	一七	一	五
山口	一	四	六	一〇	七	九
沖繩	〇	一	四	一六	二	七
長崎	八	三	一	一〇	七	三
熊本	六	六	三	一四	三	四
福岡	五	六	三	一四	三	四
宮崎	三	六	五	一四	三	四
鹿兒島	四	四	二	一〇	八	

柔道決勝成績表

刑務所別	組合	甲組得點	乙組得點	丙組得點	總點	成績
熊本	一	四	一	六	三	二
福岡	三	〇	三	六	二	

長崎	沖繩	山口
四	一	一
二	二	二
四	〇	二
一〇	三	五
一	五	四

備考 福岡乙組選士ハ初回試合中負傷ノ爲メ次回ヨリ棄權セリ

### 局長カップ爭奪庭球戰

五月五日菖蒲の節句を期してスポーツによる在京刑務所職員の親睦を圖るため、岩松局長閣下から特に大カップを戴き庭球トーナメントを横濱刑務所のテニスコートで午前八時半から小橋川會長の挨拶で神奈川県日本軟球聯盟の委員四氏審判の下に舉行した。前夜來案じられた天候も豫報を裏切つて眞に五月晴れの絶好なテニス日和であつた。戦績左の如し。

- 横濱——市谷 三對二で横濱勝
- 豊多摩——巢鴨 四對一で豊多摩勝
- 横濱——巢鴨 五對零で横濱勝
- 市谷——豊多摩 三對二で市谷勝
- 横濱——豊多摩 五對零で横濱勝
- 一等横濱三勝 二等市谷二勝 三等豊多摩一勝 四等巢鴨 五等小菅（棄權のため）





讀者の頁

◎ 刑務官の歌

名古屋 梅村春汀

國法儼たり 守らん掟 眼醒めて強く 示さん道義 人道の戰士 われら刑務官 伸ばす愛の手 導く正義 眼醒めて清く 正さん魂 人道の戰士 われら刑務官 照らす光明 輝く更生

◎ 心身の鍊磨

高知野村 生

希望の航路に 與へん舵を 人道の戰士 われら刑務官 磨きし精神 鍛へる身體 強く生くべし 與ふる力 人道の戰士 われら刑務官 修養とは何ぞや、と云へば言下に正確なる自己を知るにありと答へるのでありませう。然らば、如何にすれば正確なる自己を知り得るのであるか、即ち人が禽獸と異なるのは、其の體力でなく、其の精神にありますから、修養の奥義は之を精神に置かねばなりません。しかしながら私は先づ修養の第一歩として身體の健全を計るべきだと考へるのであります。何となれば、現今社會主義、或は共產主義を謳歌する思想犯人の遠因を深く探究します

ると、身體の虚弱に其の因を發してゐる事は疑ふ餘地がありません。即ち、身體の健全を缺いで、何を以て精神の修養其の宜敷を得らるべき道理がありません。古諺にも「健全なる精神は健全なる身體に宿る」と云つております、ですから一部の宗教家、若しくは其の信徒が、精神の健全を求めんとして、徒らに斷食虚體して心身の鍊磨なりと云つてゐますけれど、之等は偏僻修養法でありまして、合理的萬人向でなく、随つて私共の探るべき修養法ではありません。そこで明鏡止水自己を空しくして、左手に斬魔の劍を把し、司法の威信によつて、破邪顯正徹底的に醜類掃蕩に努力し、右手に教化の聖訓を持ち、勤儉力行を鼓吹しつゝ、二者共に身を以て範を示し、求めずして自然の同化によるの外、更に求めて人為の同化によつて、長短相補ひ、嚴肅の態度と眞率の舉動を保ち、常に中正穩健を旨とし、彼等收容者を善導匡救するの重き職責を持つ刑務官は、須く思を爰に致され、合理的に身體の健全を計るべきである。

ります。身體の健全宜敷を得てこそ、ここに健全なる精神が養はれ道を行ひ善を積み彼等の師表となり自己の職責を果し行刑の効果が期せられるのであります。心身鍊磨の爲には彼の柔劍道の如きは最も合理的でありまして、今回當所に於て第四區演武大會の開催を見るに及びまして、特に此の感を強くするものであります。私は今回各刑務所を代表して、出演せらるゝ選士諸士に對しまして、滿腔の敬意と歓迎の意を表し、併せて、向後益々皇國行刑の爲、心身を鍊磨せられ、其の職に奮勵せられん事を切望して止みません。

◎ 徒然のまゝに

岡崎 神原 生

現今世界に於て文化國なりと稱せらるゝ國家に於て刑罰を單なる應報となしてゐるのを見ない。最近行刑上世界に範を垂れたプロイセンがナチスの出現により百八十度の回轉をなし、獨裁制を現出せ

しめ、事實上階級行刑に頓座を來さしめしも尚行刑に於ける教育目的を没却することは出来なかつたのである。即ち現代法治國の思想は犯罪人に對する國家權力行使の限界を意味し、今や國家の理念は法治國より文化國(教育國)主義の理念にまで進みたり。そは人道主義に基く。即ち「犯罪人を人も人として社會生活に於ける創造者なりと理解し、これを眞の人間に復歸せしめることが國家の任務であり刑罰の使命である」と。この考へ方は法治國主義よりも一段進んだ考へ方である。而して社會生活に於ける眞の人間とは、消極的には彼自身を包含する社會に對して侵害行爲を爲さざるものであり、積極的には各自の創造し形成する社會の發達を助くるものでなければならぬ。而してこれこそ實に國家存立の基礎をなすものである。而して坂道の中途にて車を休むものは坂道を下ることの餘儀なきことよりして消極的行爲のみにては進歩發達の望み得ざるのみならず、退歩の過程を踏むもので

ある。こゝに教育の價值が存する。刑務作業は刑法第十二條に規定されたる定役であり、且行刑教育上缺く可からざるものである。即ち「仕事は人間の心情を高尚にする最善の手段であり、家庭的並に社會的な凡ての諸徳に對して人間を留意する最善の手段でもある。何となれば服従や無我や忍耐を人々に教養するのに、秩序正しく他の者と共に従事する仕事に如くものはない」との彼のベスタロッチのゲルトルートに於ける言葉は同じ教育のカテゴリーに屬する行刑教育にも移され得る言葉である。即ち作業は單なる刑罰的目的ではなく刑事政策上合目的に運用されねばならぬ。即ち消極的には社會に對して侵害行爲をなさざるものであり、積極的には社會の發達に參與し得るものを養成する行刑教育目的を達すべく運用されねばならぬ。而して不法にこの目的の障礙たる事は避け、除去し得る障礙は出來得る限り除去しなければならぬ。

### 刑務所だより

◎奈良より

(一) 集團散歩

三月十七日第七回目の集團散歩として二月堂參詣を行ふ。

(寫眞はその記念撮影)



(二) 學業進級式、學藝會

並に學業製作品展覽會

皇祖發祥の靈地たる我が大和にとつて最も意義深き四月三日の神武天皇祭を迎へ、當所としては最初の試みとして昭和九年度後期少年受刑者の學業進級式並に學藝會を教誨堂に開催し、同時に彼等の製作になる圖書習字綴方地圖模型等を會議室に陳列裝飾して展覽會を開催した。

(寫眞は展覽會場)



(三) 集團散歩

當所第八回集團散歩は四月二十八日元明元正兩御陵參拜として舉行。

(四) 第三回受刑者運動會

四月二十九日天長の佳節を卜して舉行。種目は陸上競技と角力及銃劍術で、これを工場と種目別に分ちて採點し、最高點を獲得したる工場に對して優勝旗を與へるのであるが、銃劍術の如きは極めて珍しいもの、盛會を極めて午後五時半終了した。

(寫眞は武裝競争)



◎集團散歩

——静岡刑務所——

當所本年最初の集團散歩は第一級者二十六名を十三名宛二班に分ち、三月十七日及二十一日の二回に互つて陸軍墓地に行ひ、隣接連永寺の一室を借りて陸軍一等獸醫正田熊浦一郎氏の軍事講話を聴聞せしめた。

◎少年受刑者の花まつり

——尾道刑務支所——

花咲き匂ふ四月八日、二千五百餘年の昔東亞の光、釋迦牟尼世尊の降誕の日に、尾道刑務支所に於ては少年收容者の「花まつり」を行つた。此の日刑務所構内外に咲き亂れた櫻花は朝來煙る春雨の中にその薫香を標はすが如く、藍毘尼園に於ける聖誕を祝福するには却つて相應しい日和であつた。

定刻午前九時職員、收容者一同入場し終つて當日の司會者石原教誨師は釋尊降誕の意義と、本日花まつりを催すに至

つた所以を述べて開會の挨拶に代ふれば色衣、五條に威儀を正した栗田教誨師導師となり献香、讀經あり、續いて支所長職員、收容者代表の灌佛がありて支所長の告諭に移る、土橋支所長は、釋尊の説かれた佛教は印度、支那、朝鮮を経て我國に傳はり、二千五百餘年後の今日尙我々に限りなき甘露の清水を潤してゐる旨懇切に述べられ參會者一同に深き感銘を與へられた。次いで職員、收容者一齊に讚佛歌を高唱して心から聖誕を祝福し始終莊嚴裡に式を閉ぢて後一同甘茶を喫して散會した。

◎第一級者の圖書室

——岡崎少年刑務所——

飛躍的な日本行刑の進展は蓋し昭和九年一月一日を以てここにコペルニクス的一大轉回をなした。即ちそれは行刑累進處遇令の實施である。この意義ある當日を永久に何等かの形式で記念されんことを希むものである。古き傳統を打ち破つて生れ出しこの

新制度の中には種々たる自治制が取入れられてゐることは誠によろこばしいことである。



それらの内の一つであるところの一級である。

者の圖書室こそは所内に於て彼等に許されし自由な天地である。無戒護の圖書室で普通着を着し自由に交談し讀書し新聞を讀みラヂオを聴くことが出来るなどは誠に有難いことと云はねばならぬ。

當所では一級者の居房の隣の廊下を利用して狭い乍ら圖書室の設備をなしラヂオ、新聞書籍などを備へ彼等をして自發的に修養せしめてゐる。毎夜一級者たちが熱心に修養してゐる姿を見る時に皇恩の洪大無邊なるに心から感激せずには居られない。

『一人でも馬を水端に引張つて行くことが出来るが十人かゝつても馬に強ひて水を飲ますことは出来ない』

◎第二回春季運動會  
——函館刑務所——

天長の佳節を卜して第二回春季運動會を舉行した。陽春四月と云へば東北以南の地方では正に運動のシーズンであるが北海の天地に於ては連山尙殘雪を頂きシベリヤより吹き來る寒風は未だに吾人の

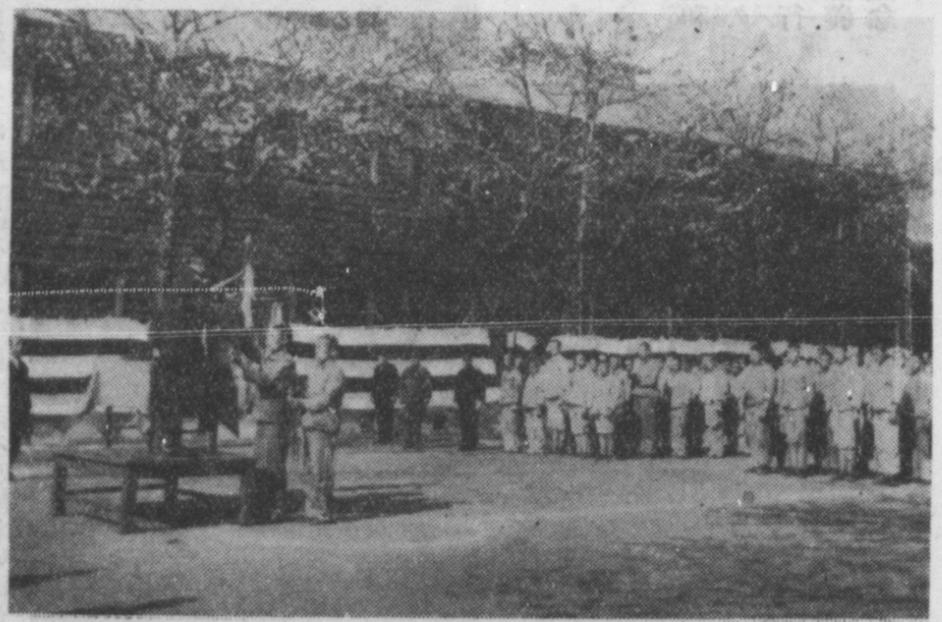
骨を刺しオホトツク海よりの強風には或は雪を混へるに非らざるかと思はしむる有様で運動會は聊か時期尙早、冒険ではあるが非常時氣分と教化的收穫とを納むるには此の佳節を措いては他にないので敢て舉行することにしたのであつた。

當日天氣豫報は「強風後ち雨」といふのであつたが、午後三時無事終了に至るまで一滴の雨を見ずして終つたことは眞に天佑であつた。

◎小田原より

(一) 春季競技大會

全收容者待望の春季競技大會は構内の櫻花爛漫たる四月三日神武天皇祭當日を以て開催された。午前八時國旗掲揚式は莊重なる君が代の喇叭吹奏裡に行はれ、續いて遙か西方なる畷傍山陵に面して一同心かゝらなる遙拜をなした。終つて八時半、教

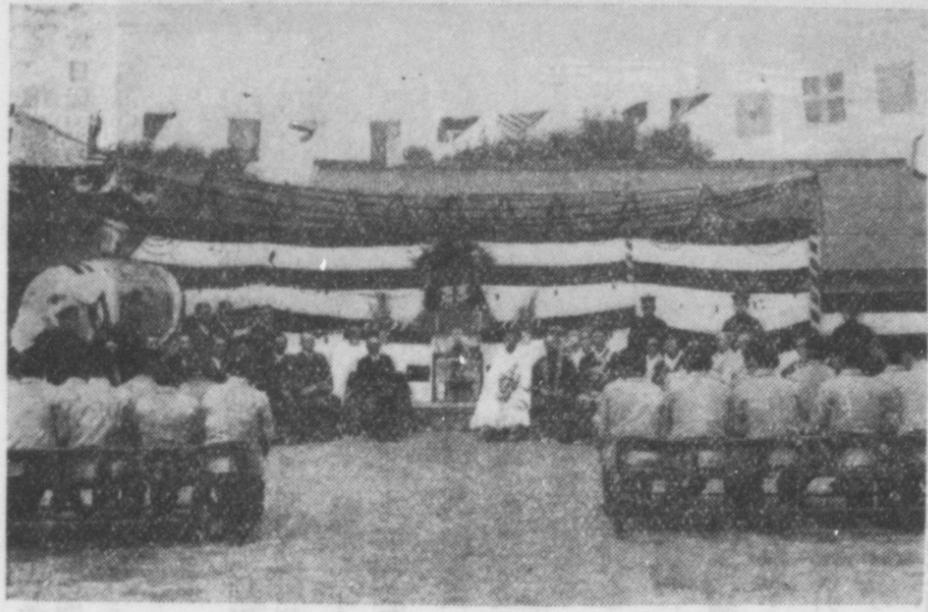


務主任競技開始を告ぐれば選手應援團代

旗は遂に第一工場の獲得する處となつた。(寫眞は優勝旗授與式)

(二) 花祭り

四月八日亞細亞の光、大聖釋尊降誕の聖日を卜し盛大な花祭りの式典を執行した。當所としては始めての催しであるが定刻八時になれば當日特に參列を得た小田原町佛教團の樂僧の方々の奏する雅樂の音につれて静々と行道が始められた。七尺有餘の大白象が櫻花爛漫の下にさん／＼たる光りを浴びながら、今日の喜びを満面に湛えた



少年達の手にひかれて行く様、春の草花に美しく飾られた花御堂に誕生佛を奉安し、いみじき樂の音につれて静かに架し行く少年達の様、全く御佛の淨土もかくやあらんと髣髴せしめられた。

行道後花御堂は式壇に安置されて、慶讃勤行、灌沐と終始妙なる樂の音につれて式は運ばれ、一時間に互つて法悦に浸る事が出来た。

◎集團散步

——釜澤刑務所——

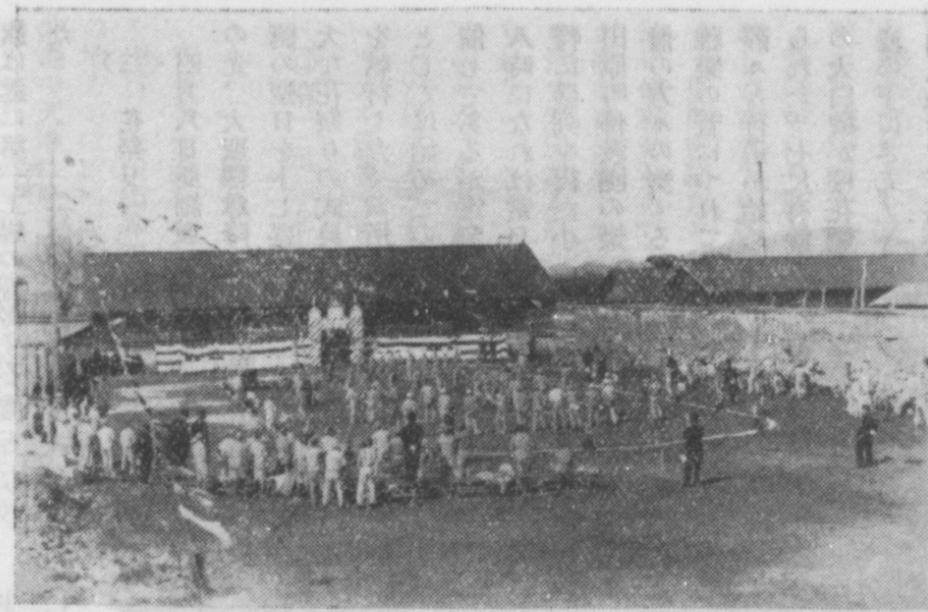
- 一、施行年月日 昭和十年四月二十九日(天長節)
- 二、施行所要時間 一時間三十分
- 三、參加受刑者ノ員數 貳拾壹名
- 四、參加職員ノ員數 八名
- 五、主たる目的地及實測料程 官祭招魂社、一・五軒

◎春季運動會

——盛岡少年刑務所——

寒國の特産樹と稱せられてゐる山林の落葉松も一雨毎に緑の芽をふき野邊の枯草も緑斑らにもえ、東北の山里にも春色訪れて運動會にふさはしき時候となつた。盛岡少年刑務所に於ては、四月廿九日聖上陛下第三十四回御誕辰の嘉日を卜

し春季運動會を開催すべく、準備萬端整へておいたのであるが、當日猛雨のため



遂に五月五日の第一日曜に開催するの

餘儀なきに至つた。幸ひ當日は天に片雲隻翳をとどめず、絶好の運動會日和となつたので、十二分の成果を擧げる事が出来た。

◎白河區裁判所及び

白河刑務支所落成式

(四月二十七日)

宮城刑務所報

白河區裁判所及白河刑務支所廳舎前面道路に落成祝賀を表示する文字を配したるアーチを立て、廳舎周圍に紅白の幕を繞らし、國旗二旒を支關に掲げ、構庭に萬國旗を交叉する等式場の氣分を増大せり。當日は風稍強かりしと雖も前日來の降雨に引替へ快晴にして天候に恵まれしのみならず、廳舎の背後に屬する小峰城趾の櫻樹今を盛りと咲き亂れ満山の花飄揺として佳致亦深きものあり。

式場は裁判所支關を以て之に當て午前

十時四十分振鈴により一同入場、神官四名により獻饌、祝詞、修祓、玉串を獻する等型の如く修祓式を終へ、次で刑務支所長の式辭に移り、小原司法大臣閣下の祝辭(成尾技師代讀)櫻田宮城控訴院長伊藤福島縣知事(千種警務課長代讀)石井福島地方裁判所長、後藤同檢事正、坂梨宮城刑務所長、小島衆議院議員、關根白河町長、北川福島辯護士會々長等の祝辭及津島警備管財局長官、清水前控訴院長外十數名の祝電に接し來賓地方有志等約四百名の參會者あり、頗る盛會を極め正午過ぎ無事式を終りたり。

式後小峰城趾廣場櫻花芝生の上に於て白河町協賛會により祝賀の會を開かれ、餘興として手踊及煙火等の催しあり、午後二時參會者一同へ記念品を贈り各自散會せり、時に午後二時三十分なりき。而して式場及小峰城趾餘興場等は終日絡繹たる人を以て埋め、夜間尙十時に至る間煙火を打揚げ全く町を擧げての祝賀氣分に股賑を極めたり。

滿洲だより

監獄事務分掌及監獄官會議規程

〔司法部訓令政字第九〇八號 康徳元年十二月二十四日〕

- 第一條 監獄ニ文書科、會計科、需用科、戒護科、作業科、教務科及醫務科ヲ置ク
- 第二條 文書科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 官印ノ保管ニ關スル事項
  - 二 文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スル事項
  - 三 統計及報告ニ關スル事項
  - 四 職員ノ進退身分及傭人ニ關スル事項
  - 五 收監及釋放ニ關スル事項
  - 六 指紋ニ關スル事項
  - 七 他科ノ主管ニ屬セザル事項
- 第三條 會計科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 豫算及決算ニ關スル事項
  - 二 金錢ノ出納ニ關スル事項
  - 三 領置金品及差入金品ニ關スル事項
- 第四條 需用科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 物品賣買、貸借、出納及保管ニ關スル事項

- 二 建築修繕及官有財産ニ關スル事項
- 三 在監者ノ給養ニ關スル事項
- 第五條 戒護科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 監獄ノ紀律及在監者ノ戒護拘禁ニ關スル事項
  - 二 在監者ノ接見及信書ニ關スル事項
  - 三 在監者ノ行狀及賞罰ニ關スル事項
  - 四 看守ノ訓練及點檢ニ關スル事項
- 第六條 作業科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 作業ノ企畫經營ニ關スル事項
  - 二 作業賞與金計算ニ關スル事項
  - 三 受刑者ノ職業訓練ニ關スル事項
- 第七條 教務科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 在監者ノ教誨教育ニ關スル事項
  - 二 釋放者ノ保護ニ關スル事項
- 第八條 醫務科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 監獄ノ衛生ニ關スル事項
  - 二 在監者ノ醫療及調劑ニ關スル事項
- 第九條 各科ニ科長ヲ置ク
  - 文書科、需用科、會計科、戒護科及作業科ノ科長ハ典獄佐又ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ主任看守ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
  - 教務科長ハ教務官、醫務科長ハ保健技正ヲ以テ之ニ充ツ第二項ノ各科長ハ之ヲ兼攝セシムルコトヲ得但シ會

計科長ト需用科長又ハ作業科長トハ五ニ之ヲ兼攝セシムルコトヲ得ズ

第十條 各科長ハ監獄長之ヲ命ジ其ノ旨ヲ司法部大臣ニ報告スベシ

第十一條 典獄ハ毎週二回以上各科長及必要ト認ムル職員ヲ集メ會議ヲ開クベシ

第十二條 會議ニ於テ諮問スベキ事項左ノ如シ

一 特赦、減刑、假出獄、刑ノ執行停止ニ關スルコト

二 在監者ノ行狀査定ニ關スルコト

三 監獄規則第三條第一項但書及第二項ニ關スルコト

四 在監者ノ監房及工場ノ指定ニ關スルコト

五 獨居拘禁及其ノ期間ノ更新ニ關スルコト

六 作業ノ新設改廢就業時間ニ關スルコト

七 作業ノ指定作業科程作業賞與金ニ關スルコト

八 手當金ノ給與ニ關スルコト

九 教育時間及學科ニ關スルコト

十 衣類臥具及雜具ノ増減ニ關スルコト

十一 糧食ノ種類分量ニ關スルコト

十二 在監者ノ病院移送ニ關スルコト

十三 没入又ハ廢棄ニ關スルコト

十四 賞遇又ハ重大ナル懲罰事犯ニ關スルコト

十五 歸郷旅費及衣類ノ給與ニ關スルコト

十六 釋放後ノ保護ニ關スルコト

前項ニ掲グル職員ノ外監獄ニ主任看守及看守ヲ置キ委任官ノ待遇トス

第四條 監獄長ハ典獄ヲ以テ之ニ充ツ

分監長ハ典獄佐又ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 監獄長ハ司法部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ主任看守ノ進退ハ之ヲ專行ス

第六條 分監長ハ監獄長ノ指揮監督ヲ承ケ分監ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第七條 保健技佐ハ上司ノ命ヲ承ケ在監者ノ檢診、治療及監獄衛生ニ關スル事務ヲ掌理ス

第八條 典獄佐ニシテ分監長ニ非ザル者ハ上司ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ニ從事ス

第九條 教務官ハ上司ノ指揮ヲ承ケ在監者ノ徳性涵養及教育ニ關スル事務ニ從事ス

第十條 看守長ニシテ分監長ニ非ザル者ハ上司ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ニ從事ス

第十一條 主任看守及看守ノ定員職務及懲戒ニ關スル規程ハ司法部大臣之ヲ定ム

第十二條 監獄ノ事務分掌ハ司法部大臣之ヲ定ム

第十三條 監獄ノ名稱及位置ハ別表ニ依ル

附則

十七 監獄ノ經費及營繕ニ關スルコト  
十八 監獄内ニ於ケル拘禁區分ニ關スルコト  
十九 重要ナル規定ノ改廢ニ關スルコト  
二十 其ノ他監獄長ニ於テ必要ト認ムル事項  
第十三條 會議ニ於ケル議事ノ要領ハ之ヲ會議録ニ記載スベシ

第十四條 看守所ニ於ケル事務分掌ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外本規程ヲ準用ス

監獄官制

〔勅令第三十二號 康徳二年四月一日〕

第一條 監獄ハ司法部大臣ノ管理ニ屬ス

第二條 司法部大臣ハ必要ト認ムルトキハ分監ヲ置クコトヲ得

第三條 各監獄ヲ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

典獄 二十三人 薦任

保健技佐 八人 薦任

典獄佐 三十人 委任(内八人ヲ薦任ト爲スコトヲ得)

教務官 二十九人 委任

看守長 百五十七人 委任

本令ハ康徳二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス  
別表ニ掲グル以外ノ監獄ニシテ現ニ存スルモノニ付テハ本令第二條ノ規定ニ依リ分監トナリタルモノヲ除キ當分ノ間從前ノ例ニ依ル

(別表) 監獄ノ名稱及位置

名	稱	位	置
新京	監獄	新京特別市	
吉林	監獄	吉林省吉林市	
龍江	監獄	龍江省齊齊哈爾市	
拜泉	監獄	龍江省拜泉縣拜泉	
洮南	監獄	龍江省洮南縣洮南	
依蘭	監獄	三江省依蘭縣依蘭	
賓江	監獄	哈爾濱特別市	
呼蘭	監獄	賓江省呼蘭縣呼蘭	
延吉	監獄	間島省延吉縣延吉	
安東	監獄	安東省安東縣安東	
奉天	監獄	奉天省奉天市	
撫順	監獄	奉天省撫順縣撫順	

遼陽監獄	奉天省遼陽縣遼陽
營口監獄	奉天省營口縣營口
復州監獄	奉天省復縣瓦房店
鐵嶺監獄	奉天省鐵嶺縣鐵嶺
遼源監獄	奉天省遼源縣鄭家屯
昌圖監獄	奉天省昌圖縣昌圖
西安監獄	奉天省西安縣西安
海龍監獄	奉天省海龍縣海龍
興京監獄	奉天省興京縣興京
錦州監獄	錦州省錦縣錦
承德監獄	熱河省承德縣承德

監獄官制制定の理由

司法部行刑司刑政科

一、滿洲國司法制度中、最大の欠陥を有するものは、實に監獄制度に係る。而して行刑の成果如何、乃ち刑政の歸結は、國政上に於て苟且にすべからざること、自から言を待たず。加之、治外法權の撤廢は監獄制度の完備を以て必須の要件と爲す。茲に於て、從來の傳統を捨棄し、官制を制定して、以て監獄行政の機構を革

新し、而して、新陣容に依りて監獄の整備刷新を圖るは、是れ誠に焦眉の急務なり。

二、現在、監獄は高等檢察廳長を以て中間監督機關と爲し、委するに實質的監督を以てすと雖も、然かも、此の組織は、領域廣大、中央權力地方に及ばざるの民國時代の組織に係屬し、政治機構の統一し、交通機關の漸次普及せるの滿洲國に援用すべからず。並に治安工作の整調に伴隨して檢察事務は愈よ煩雜を加ふ。檢察機關に委するに行刑の監督を以てするは、是れその負擔加重に堪えざるの嫌あり。尤も是れ、檢察と行刑とは常に連絡を保持して、しかも獨立分別にその機能を發揮するの妙諦あり。若し檢察機關に委するに行刑の監督權を以てせば、輒ち視て行刑を隸屬と爲し、檢察に於て行刑を蔑視するの弊を生ぜん。加之、本部將に從來萎靡せるの監獄作業を振興するを以て、行刑を革新する中の急務と爲さんとす。而かもその監理統制も亦強ひて之を檢察機關に委し難きに似たり。茲に於て將に監獄を司法部の直屬と爲し、統一貫の行刑施設を以て、全監獄に普及するを企圖せんとす。

三、現行監獄職員の官名中、多く適當ならず、且つ、その名稱過多にして、更に同一官名中に於て附するに等級を以てし、繁瑣起見するを免れざる爲めに、將にその整理統一を圖りて另行せんとす。監獄長を設置して

典獄長は改めて典獄と爲し、一律に薦任官と爲るを得るの制度を採用し、典獄佐を新設して大規模分監の長或は本監に於ける高級補助機關と爲し、更に、保健技佐を設けて科學的衛生治療の事を辨理せしむ。我國行刑制度上、最も不完全なるの保健施設の整備に着手す。尤も是れ、將に主任看守及看守を以て委任の待遇官と爲し、その地位を提擡せんことを企圖し、同時に、行刑の實質上の改善を達成せんとす。

四、本官制は逕ちに行ひて全滿洲國に適用するものにあらず。豫定は先づ新監獄を以て目標と爲して之を施行す。康德二年度以降、若干本監獄を増設し、再び現在の縣監獄及看守所も亦改めて分監と爲し、直屬本監に分別す。又治安整備、檢舉の普及に伴隨して、自然に收容人を増加す。故に最近將來本官制の定員は當然改正を需むるあるを豫想することを得。

朝鮮總督府監獄官制中  
改正ノ件

勅令第九十六號（昭和十年四月三十日）  
朝鮮總督府監獄官制中左ノ通改正ス

第七條第一項中「教師、」ノ下ニ「作業技師、」ヲ、同條第二項中「保健技師」ノ下ニ「及作業技師」ヲ加フ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕  
明治四十二年十月十八日勅令第二百四十三號朝鮮總督府監獄官制抄錄

第七條 監獄ニハ第三條ニ掲ケタル職員ノ外保健技師、保健技手、藥劑師、教誨師、教師、作業技手及看守ヲ置ク其ノ定員、職務及懲戒ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム  
保健技師ハ委任官ノ待遇トシ教誨師ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トシ保健技手、藥劑師、教師、作業技手及看守ハ判任官ノ待遇トス

大正八年勅令第二十三號朝鮮總督府監獄醫教誨師及教師ノ官等  
等級配當ノ件中改正ノ件

勅令第九十七號（昭和十年四月三十日）  
大正八年勅令第二十三號中左ノ通改正ス  
「教師」ノ下ニ「作業技師」ヲ加フ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正八年二月二十勅令第二十三號

朝鮮總督府保健技師、保健技手、藥劑師、教誨師、教師及作業技手ノ官等等級ノ配當ニ付テハ大正七年勅令第三百四十七號ノ規定ヲ準用ス

### 臺灣の震災と 同地刑務所の被害

四月二十一日午前六時二分臺灣全島に激震あり、被害甚大なるものありし事は、當時新聞紙上に速報せられたる處であるが、協會は直ちに震源地に近き臺中、新竹兩刑務所に宛て、見舞電報を發したる處、先般兩刑務所長より左の如き狀況報告に接した。何れも被害の僅少に止りし事、何よりの幸せであつた。

#### 臺中刑務所

震源地に近かりしも其の中心を距り、當時出房洗面中の者恐怖したるを以て一時構内廣場に避難せしめたる程度に過ぎず、其の後案情平穩にして所内には負傷者等なく、建物被害も左記の通り輕微のものに止る。

工場附屬物置屋根下煉瓦積龜裂

舍房々壁上塗剝落

官舎側壁上塗剝落

通用門大龜裂

内外煉瓦塀龜裂

裏門左右及上部大龜裂

内外煉瓦塀上塗剝落

約三百坪

職員中には中心地豊原郡后里庄に歸家中の囑託(通譯)の一家に實母、妹其他近親四名の壓死者を出せり。

新竹少年刑務所

職員中本島人三名の家屋の大破したるが主なるものにして、其他は住宅に僅少の小破ありたる外異狀なし。收容者の方は強震なりしに拘らず衆情何等動搖せず極めて靜肅なりき。但し彼等の本居地に在つては相當被害を受けたるものある如く、中には一家五名も死亡したるものある由なるが、詳細目下調査中。次に建物の被害は左の如し。

外塀龜裂

仕切塀龜裂

表門龜裂

煙突龜裂

教誨堂龜裂

其他小破損

一 二 一 一 一

約三百坪

新竹少年刑務所

職員中本島人三名の家屋の大破したるが主なるものにして、其他は住宅に僅少の小破ありたる外異狀なし。收容者の方は強震なりしに拘らず衆情何等動搖せず極めて靜肅なりき。但し彼等の本居地に在つては相當被害を受けたるものある如く、中には一家五名も死亡したるものある由なるが、詳細目下調査中。次に建物の被害は左の如し。

外塀龜裂

仕切塀龜裂

表門龜裂

煙突龜裂

教誨堂龜裂

其他小破損

數個所

## 刑 政 雜 記

### 刑事警察の元締 防犯課愈よ實施さる

全國刑事警察の總元締——防犯課が十四日、初代課長清水重夫氏(前警察講習所教頭)の正式任命と共に内務省の一階に店開きをした。防犯課の陣容は清水課長の下に技師一名、技手三名、屬三名、雇七名といふ今のところ小じんまりした世帯だが、その機能の上から今後漸次擴大される譯で、同課の仕事は

一、犯罪豫防事務について全國の刑事警察と聯絡統制を取る

一、犯罪の情報を蒐集して理化學的及び法醫學的研究を試み、それを資料として全國の刑事警察官に提供する

一、司法警察官の能率向上について研究し指導に當る等

同課は犯罪の豫防に關する人的物的の

能率向上に重點を置く立前となつてゐるが、その立場上、暴力團の檢舉、選舉違反の取締その他全國的に指令を發することもあり、重大事件については全國の大警察ブロックと聯絡、事件の解決に當ることになるのでその活躍を期待されてゐる。

### 改正軍刑法 總論要綱完成す

陸海軍刑法は制定以來未だ一度の改正をも見ず、今やすでに時勢に副はざる存在となつてゐるので、軍部當局においては五・一五事件後こゝに改正の必要を認め、かねて陸軍、海軍、司法三省間の連絡をとりつゝ審議を進めつゝあつたが、こゝに漸く總論の改正要綱が完成した。そのうち主なる改正點を擧ぐれば左の如くで時勢の反映と見るべき點が多い。

一、從來陸海軍刑法中にはことさらに異なる規定を設ける必要のないものまで別個の規定が設けられてゐたが、かゝるものは陸海軍歩調を一にし統制を圖つた。例へば軍中、戰時に關する規定の如きである

一、普通刑法の方は主觀的に被告人保護に意をそゝいでゐるが、この點は軍刑法にも出來得る限りそのまゝ採用してある。しかし軍刑法の特殊の立法精神たる軍規維持の點に意を用ひてあるところが特に注目をひく

一、軍人、常人共犯の場合(例へば五・一五事件)は現在普通刑法共犯規定の解釋に一任されてゐたが、これでは疑義にわたる點が相當多いので、新軍刑法中には軍人犯の共犯については相當詳細なる規定を設け常人にも軍刑法を適用し得るやう改正されたがこの點も注目すべき改正點の一つである

一、最近空軍の發達に伴ひ從來想像もしなかつた犯罪が豫想されることとなつたのでこれに關し規定が新設された。

例へば艦船覆没、破壊に関する規定と同様の規定を空軍に關し設けた如きである。

一、刑の適用に關し裁判官の參酌すべき準則を設け裁判の公正を期してゐる。例へば命令、服従に關する規定についての如きである。

一、普通刑法の改正案中軍刑法に不適當のものほこれを適用せざる旨の除外例を設けた。例へば軍刑法の適用は迅速に確定を要するので普通刑法中の宣告猶豫制度の如きは除外例となす旨の規定を設けた

二、特別法となつてゐるうち軍事法の性質を有するもの(例へば捕虜取締罰則軍機保護法)は軍刑法中に包含することとなつた

司法首脳部異動

大審院長和仁貞吉氏が五月十一日停年退職となつたので、それに伴ふ首脳部の異動が十三日發表された。

検事三位勳二等 林 頼三郎  
任判事補大審院長

同  
任檢事補檢事總長 光行次郎  
任判事四位勳三等 長島 毅  
任司法次官(一等)  
任司法次官正四位勳二等金山季逸  
任檢事(二等)補東京控訴院檢事長

指紋に關する新發見

内務省醫療課長古瀬安俊氏は人種と指紋關係について研究のため滿洲國人約五千人の指紋を取り寄せ研究中、端なくも指紋の相關々係即ち一本の指の指紋が判明すれば片手五本の指の指紋型がわかるといふ新事實を發見した。これは世界の指紋學界における初めての新發見で犯罪捜査上に一大貢獻をなすものだ。從來犯罪事件が發生した場合五本の指の指紋が全部残るといふことはほとんどなく、従つて残された一二本の指紋に基いて司法省及び警視廳に保存してある約五十萬の指紋について研究してゐるが、その指がどの指であるかも指定困難の場合が多く同型の指紋即ち前科があるかどうかを調査するには五十萬といふ多數の指紋型だけに非常な手数と時間を要してゐた。し

かるに古瀬氏の新發見による指紋の相關關係によると一本の指の指紋が判明すると系統學的に他の四本の指の指紋が推定出来るので、指紋原紙の調査が迅速に出来る、従つて犯罪捜査に寄與するところが大きいといふのである。右について古瀬氏は語る。  
私は昔から指紋研究については非常に趣味を持つてゐるので人種と指紋、遺傳と指紋等について研究したいと滿洲國人五千人の指紋を取り寄せて研究中かねて着想してゐた指紋の相關々係を苦心の結果系統學的に發見したので、これは我が國の指紋は一から九までの型に分類してゐるが、一本の指の指紋が例へば二とわかれば他の四本の指の指紋型は三六八五といつた工合に直に推定出来るわけです。これは難かしい數學から割り出したもので二十枚の表になつてゐます。更に現在司法省、警視廳にある日本人の指紋原紙について研究するつもりですが大體變りはないと思つてゐます。これで犯罪捜査上にも大分便利になると思ひます。



海外異聞録

誘拐犯は重刑  
米國當局の彈壓政策

リンドバーグ大佐の第二世誘拐事件以來米國司法當局はこの種の犯罪の徹底的撲滅に乗り出し、銳意活動中であつたが、この程その報告が司法省から發表された。それによると過去三年間に三十二の小兒誘拐事件を摘發し、これに關係する犯人七十四人を檢擧、通算千五百年の懲役に處したとの事である。その中十六名は終身刑を科せられた。一人あたりの平均二十年の懲役とは重刑である。この七十四人以外の誘拐犯人中三名は地方警察官の追撃裡に射殺され、

二名は憤慨した群集のために殴り殺され、更に三名の者は裁判の後リンデイ二世誘拐犯ブルノ・ハウプトマンと同様死刑の宣告を受けたといふ。

世界一の見榮坊  
命を棒にふつた女

虚榮心は兎角女を誤る、それが昂じると我と我身を滅す様なことになるものだ、ダニツア・アンドロロツチはかつて有名な「女スパイ」であつたが、最近彼女は自殺を遂げた。それと云ふのも全く「新聞のトツプを飾りたい」といふジャーナリストらしい切な願望に外ならなかつたのだ。十一年前、當時まだやつと二

ギヤングの車  
白國の博覽會に出品

近々開かれるブリュクセル市の百年記念博覽會で恐らく最も人目を集める出品は彼の一世を轟かした大ギヤングのジョン・テイリンガの愛用車だらうといふ。この車は一見何の變哲もない自動車だが車體全部に装甲板が張つてあり、所々見えぬ所にマシンガンの銃口が穿たれ、行方をくらます煙幕の裝置さへあるといふ、何のことはない軍用自動車そののだが、そこは又米國をわが物顔に横行したギヤングの乗物とて、番號札が運行中に變る様になつてゐる等、寸分のそつもない。この珍奇な出品は既にアメリカからブリュクセル市に宛て積出されたが、市民はこれを見て今更ながらにフランドルの昔變らぬ國に生れた有難さを覺るといふ趣向らしいのと。

### チフス綺談 一生を監獄病院に

ニューヨーク・イースト河の孤島に在る隔離病院のベツトに一人の老婦人が横たはつて、靜かに死の到るのを待つてゐる。彼女の名前はメアリー・マロン、嘗て「公衆の敵」のナムバー・ワンとして、数年間この監獄病院に幽閉されて来た。それは彼女が犯罪者であるが故でなく、恐るべきチフス菌の永久的保菌者である爲なのである。彼女はアイルランド人の出であつて三十年前にコックとして方々の家庭に働いてゐたが、チフス保菌者である彼女は勤め先する所に重症のチフス患者を發生させたのである。然し不思議なことには彼女自身は少しもチフスに罹らないので、彼女は當時「チフスメアリ」の綽名で呼ばれた。一九〇四年に有名な獨逸の細菌學者コッホ博士によつてチフス

は外観的には健康體の所有者に依つても蔓延せしめられるといふ事が發見され、それが米國に傳はるやニューヨーク市保健局の衛生技師であつたジョージ・ソーパー博士の注意を惹いた。當時ソーパー博士は食糧や水に何等疑點のない米國各地に續々と發生する謎のチフスの原因を懸命に探究中であつたから、忽ちこれらの神秘的チフス患者の出た家庭には、發生當時必ずメアリー・マロンがコックとして働いて居つた事實がわかり、彼女こそ恐るべきチフス菌の傳播者であると断定、直ちに警察當局に通知したので、その日の内に警官の一隊は彼女の勤め先であつた某商店を襲つて噛む、蹴る、叫ぶの後にやつとメアリーを引致し、警察醫が詳細に診斷した結果、果して彼女が稀有のチフス菌播種者である事が確認されたが、そこで當局はチフス菌の増殖所である彼女の膽囊の抉出手術を強制しようとしたが

メアリーは自分が殺されるものとばかり思ひ込んで、到頭手術を肯んじなかつた。そこで當局は仕方なく泣き叫ぶ彼女を直ちにイースト河上にある物淋しいノース・ブラザ島の監獄に幽閉してしまつた。其後数年間彼女は其の薄暗い孤島の監獄に居たが、一九一〇年になつて今後はコックとしては働かぬといふ固い誓約の下にやつと釋放された。然し最初の内こそ其約束を守つた彼女も、食ふ爲には背に腹は代へられず、又コックとして働き出した。所がしばらくなかつたチフスが又々發生して了つた。以來今日に到るまで彼女は唯一人そこに住んで来たのであつたが、以前に彼女を公衆の敵として憎んだ人々も、チフスの保菌者といふ偶然の理由の爲に青春を踏みにぢられ三十年の間憂鬱な陰惨な生活を送らねばならなかつたメアリーの悲運に痛く同情し、彼女が靜かな楽しい晩

年を送れるやう、同島上に小ぢんまりした家を新築して、死に到るまで安樂な生活を送れるだけの資金と共に、彼女に贈つたといふ事である。

### ヒットラーの 惡口で離婚

今を時めく第三國家の獨裁官ヒットラー總統の威力はドイツ國民の私生活にまで浸潤し、夫婦喧嘩にもめつたにヒットラー總統の惡口を叩くことが出来ないことになつた。最近熱心なナチス黨員の家庭にヒットラー總統とナチス政權の功罪に關聯し議論が持上り、妻君のナチス論を吐に据ゑかねた右黨員は、到頭離婚訴訟を提起するに至つたが、ライプチヒ大審院は原告勝訴の判決を下し「總統アドルフ・ヒットラー氏に對し誹謗の言辭を弄する妻に對しては夫は直に離婚し得るものとす」との判決を宣告した。

### 選句所感

月舟君の雲雀の句からは、閑寂な田園の情趣を味はうことが出来る。春の日の太陽も永い一日に流石に疲れたやうに、西の空に赤くなつて餘光を放ち、そのめぐりにはおのづから夕雲が湧いて、餘光にほのかに染められてゐる。そして地上にはそこはかとなき暮色が漂ふ頃の野の静けさ。酣の春を夜明けから空に鳴き上つては下り、下つてはまた鳴き上りしてゐる野の雲雀は、日暮れの近づいたことを敏感に知るものらしく、更に一齊にその夕空に上つて鳴き急ぐのである。地上の暮色はだん／＼に深くなるし、空もいつしか夕明りとなる、そして一齊に鳴き急ぐ雲雀のこゑもおのづから減つて来た。思ひ／＼に晦についたのであらう。けれど春の日を惜しむが如くにまだ残つてゐる聲もする。それもいつか落ちて聞えなくなつた空はすつかり夜色に被はれ、野の家は靜かなる夜の休らひに既に入つて見える。夜明けから日暮れまで雲雀に領されてゐた野は、今はしつとりとうるみを持つた赤い春の灯の點在と變つたのである。この句のよさは春の日の夕暮の情趣の豊か

毎月募集

### 刑政俳壇

題當季隨意  
用紙官私製葉書

### 編輯部選

天	雲雀皆落ちて野の家灯りけり	大曲	月	舟
地	足もとの水の濁りや種を蒔く	土手町	ひろし	
人	バス埃り田打の人に流れけり	青森	幸	月
秀逸	雨晴れて窓にあかるき新樹かな 田植濟んで賑かに足洗ひけり 春の蚊の枕邊に飛び螫しもせず 筍や底脱け籠を被せられて 城めぐる水の碧さや松の花	旭川	角	仙
		高知	圓	月
		仙台	海	岳
		水戸	麗	月
		小菅	櫻	草
佳作	睡蓮やたままたまゆれて金魚池 放たれて草食む馬や五月晴	名古屋	明	州
		市谷	上	州



# 訓令通牒

○集團散步施行ニ關シ注意ノ件

（司法省 行甲第四七九號）  
行刑局 昭和十年四月五日

集團散步ノ施行ニ關シテハ行刑密行ノ趣旨ニ則リ又ソノ受刑者竝ニ社會ニ及ボス影響等ニ鑑ミ夫々御注意ノ上施行相成候コトト思料セラレ候處其施行ニ付之ヲ外部ニ漏洩スル向モナキニ非ス、勿論行刑ノ内容ヲ社會ニ知ラシムルコトハ刑餘者ニ對スル社會ノ僻見ヲ改ムル上ニ於テ必ズシモ不可トハ申シ難ク候ヘ共集團散步施行ニ付テハ日尙淺ク社會ノ之ニ對スル理解尙未ダ徹底ヲ缺クノ現狀ニ有之ソノ内容等ニ關シ積極的ニ吹聴スルガ如キコトハ徒ラニ行刑ノ内容ニ暗キ局外者ノ好奇心ヲ唆リ新聞紙等ニ依リ曲筆舞文サレ延テハ行刑ノ眞摯ナル目的ニ對シ世ノ誤解ヲ招クノ虞尠カラザルモノ有之ト思料セラレ候條自今施行ニ付テハ其ノ場所、人員、施行日時等ニ付一切秘密ヲ嚴守セラシムル、ト共ニ職員ニモ此旨篤ト訓授相成尙施行ノ際ハ服裝其他ニ付苟モ奇異ノ感ヲ抱カシメザル様御留意相成度候

○敬神崇祖ノ思念涵養ニ關スル件

（司法省 行甲第四九二號）  
行刑局 昭和十年四月九日

受刑者ニ對スル標記ノ件ニ關シテハ教誨其他ノ機會ニ臨ミ夫々御留意ノ上適當ニ施行ノコトト思料セラレ候處敬神崇祖ノ思念ヲ涵養シ以テ日本精神ニ自覺セシメ思想ノ安定確乎タルヲ期スルハ方今非常時局ニ際シ益々肝要ナリト被認ノミナラズ受刑者ノ改悛促進ニ資スルコトコロ多大ナルモノ有之ト被認候條向後概ネ左記要項ニ依リ敬神崇祖ノ思念竝ニ祖國愛ノ思念ノ涵養ニ努力セラレ度候

### 記

- 一、目的  
敬神崇祖ノ思念ヲ涵養シ以テ日本精神ニ自覺セシメ受刑者ノ改悛ヲ促進セシムル爲祭神ヲ勸請シ之ニ禮拜セシム
- 二、祭壇ノ設置
  - (一) 地方ノ狀況ニ依リ敬神崇祖ノ對象トシテ適當ナル祭神ヲ構内清淨ノ個所ニ勸請スルコト
  - (二) 祭壇設置ノ様式ハ任意ナルモ要ハ清淨壯嚴ナルベキコト
  - (三) 祭壇設置ノ費用ハ收容費ノ項雜費ノ目ヨリ支辨スルコトトシ設置ニ際シテハ設計書及費用明細書ヲ添付ノ上當局ニ内議スベキコト
- 三、禮拜ノ機會
  - (一) 禮拜ハ概ネ左ニ掲グル機會ノ内適當ナルモノヲ選ビ施行スルコトヲ妨ゲズ
  - (二) 禮拜

### スルコト

- (イ) 監獄法施行規則第八十三條ニ依リ恩赦、假出獄、假出場、賞表附與ニ際シ教誨ヲ施行スル場合其ノ教誨施行前  
教育ヲ施ス場合其ノ始業及終業ノ際
- (ロ) 一時ニ多數ヲ移送スル場合又ハ一時ニ多數入所シタル場合移送ノ直前又ハ入所ノ翌日早朝  
大祭祝日、一月一日
- (ニ) 行刑累進處遇令適用ノ際及第一級ニ進級ノ際  
集會、競技、遊戯、運動會開始ノ際
- (ハ) 集團散步施行直後
- (ト) 其他緊急作業開始及終了ノ際等
- (チ) 禮拜ニ要スル時間ハ監獄法施行規則第五十八條第四項ノ規定ニ依リ作業時間ニ通算スルコトヲ得

### 四、禮拜ノ方法

- (一) 禮拜受刑者ノ人員ハ原則トシテ十名以上ナルコト
- (二) 禮拜ノ順序ハ左ニ依ル
  - (1) 禮拜
  - (2) 全員君ガ代奉唱
  - (3) 日本精神涵養ノ歌合唱（當局ニ於テ作歌作曲スル豫定ナルモ其レ迄之ヲ省略シ又ハ適當ナルモノヲ以テ代用ナルモ可シ）

### スルコト

- (4) 禮拜  
前項ニ柏手其他適當ノ方法ヲ加ヘピアノ又ハオルガンニ依リ伴奏スルコトヲ妨ゲザルモ要ハ終始嚴肅ニ施行スルコト
- 五、其他  
刑務所長以下ノ職員ヨリ機會アル毎ニ敬神崇祖、皇道惟神ノ道ヲ説キ忠良ナル日本國民トシテノ自覺ヲ促スコトニ努ムルコト

（司法省 行甲第五〇〇號）  
行刑局 昭和十年四月十一日

### 記

- 標記ノ件ニ付施行報告ヲ提出越サマル向モ有之候處集團散步ノ施行ハ社會民心ニ及ボス影響受刑者ノ心情ニ及ボス影響等重大ナルモノ有之候ニ付テハ自今施行ノ都度左ニ依リ報告相成度候
- 一、施行年月日時
- 二、施行所要時間
- 三、參加受刑者ノ員數
- 四、參加職員ノ員數
- 五、主タル目的地及刑務所トノ實測料程

- 六、施行狀況
  - 七、社會人心ニ及ボシタル影響
  - 八、受刑者ノ心情ニ及ボシタル影響（感想録ヲ執筆セシメタル場合ハ其内適當ナルモノ、寫添付ヲ要ス）
  - 九、其他參考事項
- 追而昭和九年七月以降現在マデニ實施ノ分ニ付テハ既ニ報告越シタルト否トヲ不問左記様式ニ依リ至急御報告相成度候

記

何々刑務所

本所	施行月日	主タル目的地	刑務所ノ距離	参加受刑者ノ數	参加職員ノ數	施行所要時間
	支所					

回勾留更新決定取扱ニ關スル件

（司法省 行刑局 行甲六〇六號）  
昭和十年五月二日

今般刑事訴訟法第百十三條ヲ「勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ一月毎ニ之ヲ更新スルコ

トヲ得」ト改正相成リ近ク施行セラルル筈ニ有之候處右新法實施前ニ發布セラレタル勾留更新決定ノ効力ニ關シテハ別紙ノ通司法省刑務局長ヨリ通牒有之候條新法施行後ハ右通牒ノ趣旨ニ則リ勾留期間ノ計算方ニ付十分ナル注意ヲ拂ハレ度殊ニ新法施行後ニ於ケル更新期間ハ從來ヨリ半減セラレ爲ニ更新頻繁ナル結果動モスレバ當該期日ヲ遺忘又ハ誤算スルカ如キ慮ナキヲ保シ難ク候條新法施行後ハ毎ニ勾留狀ヲ發シタル官廳ト連絡ヲトリ萬遺算ナキ様御取扱相成度候

（別紙）

司法省 秘第四〇四號  
刑務局長 昭和十年四月二十三日

司法省刑務局長 岩村 通世

- 大審院長
- 檢事總長
- 控訴院長
- 檢事長
- 地方裁判所長
- 檢事長

御中

勾留更新決定ニ關スル件通牒

今回刑事訴訟法第百十三條ヲ「勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ一月毎ニ之ヲ更新スルコ

トヲ得」ト改正相成來ル五月十三日頃公布セラレ滿二十日ヲ經テ施行ノ豫定ニ有之候處新法實施前ニ發布シタル勾留更新決定ノ効力ニ付テハ其ノ發布ノ日ヨリ二箇月ヲ越エズ且新法實施後一箇月ヲ限り効力アリ從テ右更新決定ハ其ノ發布後二箇月ヲ經過スルトキハ新法實施後一箇月ヲ經過セザルモ更ニ之ヲ更新スベク又右決定發布後二箇月ヲ經過セザルモ新法實施後一箇月ヲ經過スルトキハ等シク更新スルヲ要スルモノト省議決定候條御了知相成度候

回勾留更新決定取扱ニ關スル件

（司法省 行刑局 行甲第六四四號ノ一）  
昭和十年五月十三日

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通照會有之候ニ付乙號ノ通回答致置候

（甲號）

刑發第三八三號

昭和十年五月四日

市谷刑務所長 佐藤 乙二

司法省行刑局長 岩松 玄十 殿

勾留更新決定取扱ニ關スル件御伺

本月二日付行甲第六〇六號ヲ以テ標記御通牒ノ趣敬承然ルニ從來勾留更新決定ハ勾留期間滿了相當日數日前ノ日付ヲ以テ發

布セララルル常例ノ處刑事務局長秘第四〇四號通牒ニ所謂勾留更新決定「發布ノ日」ヲ單純ニ更新決定ノ日付ヲ指スモノト解スルト將タ又該決定ノ効力發生ノ時期即勾留期間滿了翌日ヲ指スモノト解スルトニヨリ取扱上區々ニ涉リ齟齬ヲ來ス懸念モ有之候條何分ノ御回示相仰度

（乙號）

司法省 行甲六四四號ノ二  
行刑局長 昭和十年五月十三日

司法省行刑局長 岩松 玄十

市谷刑務所長 佐藤 乙二 殿

勾留更新決定取扱ニ關スル件

本月四日刑發第三八三號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ハ後段貴見ノ通御取扱相成度候



# 法學協會雜誌

第五十三卷 第六號  
六月一日發行

東京帝大 法學協會發行

## 回論 說

海上航行者及び海上運送人(一)……………法學士 解良富太郎  
 世界法に於ける……………東京帝國大學教授 牧野英一  
 進化的意義(二)……………東京帝國大學助手 内田力藏  
 英法に於ける善意不實……………東京帝國大學助手 内田力藏  
 表示に就いて(二)……………東京帝國大學助手 内田力藏

## 回 資 料

ナチス世襲農場法關係法令……………法學士 西村 勉  
 獨逸法系不動産登記簿の……………法學士 藤本秀鷹  
 公信力に就いて(三・完)

## 回 紹 介

藥師寺志光著、留置權論(三藩信三)——穂積重威著、英國動產賣  
 買法(末延三次)  
 民事訴訟法判例批評(西)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治  
 民事法判例研究錄(昭和一〇年度・一)  
 法理研究會記事「國際私法に於ける住所地法主義の消長」

# 法學論叢

昭和十年六月 發行所 京都帝國大學法學會  
六月 號 發賣所 東京 有斐閣  
第三十二卷第六號

日本固有の法律體系に於ける……………收 健二  
 公法と私法との關係に就て……………池田 健二  
 イギリス國民政府と議會政治……………佐伯千 一  
 二つの正犯概念(一・完)……………中田 淳 一  
 動産執行に於ける執行行為の瑕疵(二・完)  
 批評と紹介……………黒田 覺  
 横田喜三郎氏譯『純粹法學』……………石田文次郎  
 民事判例研究……………債權讓渡の承諾と讓受人の惡意

保險會社支部長の權限……………於保不二雄  
 商法第七十八條に所謂知れたる債權者……………烏賀陽然良  
 和議債權と相殺……………小野木 常  
 刑事判例研究……………共同正犯と謀議・錯誤に因る上訴權の拋棄……………宮本英脩  
 附 錄——本誌第三十二卷總目錄

# 法曹會雜誌

第十三卷 第六號

昭和十年六月一日發行 定價金五拾錢

○佛法に於ける民事證據制度概説……………横濱區裁判所 三田高三郎  
 ○賄賂性の認定について……………山口地方裁判所 由井健之助

○德島縣下の人事關係訴訟概観(二・完)

……………神戸地方裁判所 小石壽夫  
 ○名判官物語(二)……………小山松 吉  
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨  
 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

## 司法省構内 法曹會

振替口座東京一五六七〇番

# 法學新報

中央大學法學部門機關

第四十五卷 第六號 昭和十年六月

條約の一方的廢棄……………松原 一雄  
 獨逸民族主義的國家觀……………柴田甲四郎  
 法律學上に於ける強力説と日本民族の國家觀念……………天野 德也  
 固有必要的共同訴訟に於ける當事者適格の追完……………河本喜與之  
 刑事法雜題……………平井彦三郎

ガストン・メイ教授の法學概論に就て……………吉田 久  
 ユスチニアヌス帝學說彙纂第九卷邦譯……………船田享二  
 刑事判例研究(三八)……………草野豹一郎  
 刑事取締法規と類推解釋……………民事判例研究會  
 詐害行為取消の場合に於ける返還の目的物(岡村玄治)——土  
 地と共にする立木所有權取得の對抗方法(矢部克巳)——占有  
 保持の訴に於ける損害賠償(吉田久)——佛國に於て發行した  
 る日本の公債に關する準據法(佐々穆)——共同保證關係を原  
 因とする人的抗辯(升本重夫)

外國判例研究(一〇)……………岩田 新  
 プロイセンに於ける犯罪常習者對策と其の効果……………ハ・コルブ

# 正義

帝國辯護士會誌  
昭和十年六月號  
定價金五拾錢

## 帝國辯護士會發行

振替口座東京七二三九〇番

東京市麴町區西日比谷町一番地

### 報告

東北辯護士大會出席報告  
理事 小井本常作  
小齋甚治郎  
田多井四郎治  
三浦節三

### 論說

思想善導の根本策  
事後強盜罪について(三・元)

### 時評

人権蹂躪の跡歴然  
の検挙に大楠公六郎  
を勵行せよ 岡田首相と審議會の整備  
村、小中商工業者の救済の競賣ブローカー

### 資料

新陣容の内閣審議會  
司法部長の選任  
神風の威力  
大日本帝國の國策  
時事短評

### 法曹瑣談(五五)

民事二九件—刑事二五件—行政一三件

### 判例要旨

和歌  
俳句

### 新會法

刑事訴訟法改正法律  
附錄

### 第一東京破産法、和議法改正意見成案

辯護士會

# 犯罪學雜誌

第九卷 第三號  
昭和十年五月發行  
定價一圓(本號に限り)

## 犯罪學雜誌發行所

振替口座金澤八三二八番

金澤醫科大學法醫學教室內

### 論說

犯罪と女大學  
○中世日本の自由刑  
○死刑の及ぼす其の體裁の觀察其の五  
○死囚の骨格の觀察其の二  
○催眠術の裁判化學的證明法に就て(一)

### 名古屋控訴院長

細川石川謙  
立川龜市輔  
椎名順二  
中村德治郎  
小松倉龍治  
正林信雄  
桑島直夫  
深尾立雄

### 醫學博士

醫學博士 醫學博士 醫學博士  
醫學博士 醫學博士 醫學博士  
醫學博士 醫學博士 醫學博士

### 犯罪研究

○A型の亞型(A<sub>1</sub>A<sub>2</sub>)に就て  
○抗A型人血球血清の型特異性の問題に就て、OB型及びAB型中のA及びBレツエプトルの關係に就て

### 【卷頭言】 翻譯内労働立法より國民的労働立法へ

農村問題と社會立法  
守屋榮六  
漁村疲弊の根本原因と之が對策(二)  
野村貫一  
我が國に於ける庶民金融と其の改善策  
上山英三  
一般法律學と労働法(二)  
鈴木義男  
癡疾養老保險立法の研究(一)  
熊谷憲  
我國に於ける小作事情と小作立法(四)  
坂田英一  
我國産業に於ける婦人労働者の保護(四)  
谷野セツ子  
労働法判例批評(七)  
潮道佐  
労働法に關する内務省社會局通牒回答批評(四)  
根本松男  
新刊批評・長沼弘毅氏著「労働銀行研究」を讀む  
柴田義彦  
▲労働立法月報欄(其の十)▼  
女中に關する研究號(諸家の意見)

労働法學者訪問記(如何なる動機で労働法を専攻するに至つたか)五 内務省社會局規畫課長 清水玄氏  
連續 労働立法講話(五) 労働法總論各論の全系統に亘る講話 法學博士 孫田秀春  
連續 工業及労働政策講話(五) 元大藏省主計局長 青木得三  
連續 労働法質疑解答欄(五) 擔當者—孫田秀春—森山武市郎—清水玄—木村清司—柴田義彦  
我國労働運動の今昔物語(四) フランス・スイス・イタリーの女中を使つたときの感想 赤星四七郎  
現行法規に於ける被傭者の意義(二) 法學博士 森山武市郎  
我國に於ける體系的労働法判例總攬(其の四) 法學博士 孫田秀春・南部忠藏  
我國に於ける體系的労働文獻集成(其の四) 法學博士 孫田秀春・商學士 中野藤吾  
労働立法ニュース(四) 労働立法研究所日誌—編輯後記—ゼネヴァ俱樂部第一回例會ニ於ケル石井菊次郎子爵講演速記

# 柴田義彦責任編輯 勞働立法雜誌

第二卷第五號 純勞働法月刊雜誌 (昭和十年六月十日號)

御註文の方は直接當研究所宛振替貯金を以て一年分以上の申込者は當研究所會員となり諸種の特典あり

定價一冊金五拾錢郵稅四錢  
一年分十二冊金六圓(稅共)  
一年分以上の申込者は當研究所會員となり諸種の特典あり

發行所 勞働立法研究所  
東京市麴町區富士見町一丁目一番地  
振替東京三四八六六番

東京帝國大學 教授法學博士 牧野英一先生著

# 刑法研究

〔法律學叢書〕  
第三十二編

## 第五卷

菊判總布裝  
總頁五三三  
定價金四圓

### 第五卷發賣

#### 內容目次

- 法律的消極主義
  - 一 三つの論争と法律及び國家の理念
  - 二 純粹法律理論と刑法(一)
  - 三 同上(二)
  - 四 上刑罰と教育
  - 五 同上
  - 六 同上
  - 七 同上
  - 八 同上
  - 九 同上
  - 十 同上
  - 十一 同上
  - 十二 同上
  - 十三 同上
  - 十四 同上
  - 十五 同上
  - 十六 同上
  - 十七 同上
  - 十八 同上
  - 十九 同上
  - 二十 同上

「刑法研究」は、博士の終始一貫した自由法論の意味と適用とを、刑法について示されたものである。本巻は第一卷乃至第四卷の續卷にして、法律的消極主義——刑事政策に關する若干の問題——刑法における自由法運動の三篇を收めらる。斯法研究者にとつて缺くべからざる参考書として推奨する。

- 的司法補助
- 八 國際刑務會議
- 九 フ
- エリー
- の學說及びソウエイト刑法
- 刑法における自由法運動
- 一 自由法運動の意義
- 二 刑法における自由法運動の精神
- 三 刑法の規範性
- 四 概念的規範的構成
- 五 目的論的解釋
- 六 法規的超法規性
- 七 實質的違法性
- 八 超法規的緊急状態とわが刑法
- 九 違法性の概念の自由法的意義
- 一〇 規範的責任の理論
- 一一 社會的責任の規範的意義
- 一二 緊急状態における違法性の阻却と責任の阻却
- 事項索引

### 刑法研究

- 第一卷 三・〇〇
  - 第二卷 四・〇〇
  - 第三卷 四・三〇
  - 第四卷 三・五〇
  - 第五卷 四・〇〇
- 送料 内地二十二錢  
鮮滿六十二錢

東京神保町 有斐閣 振替七〇番

#### 編輯餘録

□ 木村教授が罰金刑に對する刑事政策上の研究を發表された。この問題はさきに編輯子が卷頭言に於てその一部を論じた如く今日の刑事政策上最も關心をもち考慮を拂はねばならぬ問題であるだけに、明徹なる教授の發表が學界を刺戟するであらうことを信ずる。

□ 巢鴨刑務所がその四十有餘年の歴史を終へて六月一日より府中刑務所として更生することとなつた。巢鴨刑務所が當時東亞文化の最高峰であつた如く府中は近代の世界文化の最もかがやかしい衣裳として之からふみ出さうとするのである。一人でも多く累犯から逃かれ出るやうにすることが府中刑務所に重々しく義務づけられる。

□ 府中刑務所落成と同時にわが畏敬する市谷刑務所長佐藤乙二君が奈良地方裁判所長に榮轉された。編

輯子は地方裁判所長の椅子が刑務所長以上であるとは決して思はない。否、人間改造の要職を司る刑務所長以上に重要な椅子はあり得ないと思ふが、とにかく形の上に於ては君の今日までの功績に報いられたことを喜ばねばならぬ。そして君が着手された府中刑務所完成の時期に於けることが尙更うれしい。

□ 六月一日第六回の全國作業製品々評會が開催される。回を重ねる毎に進み行く刑務所作業の進歩の跡を見られよ。そして調定八百二十餘萬圓といふ劃期的好成績時代にこの會の開かれることが一層有意義ならしめられたことを信ずる。

□ 今月はいよいよ浦賀に大和が回航される。同艦の初代艦長は明治十九年海軍中佐東郷平八郎であつたそれだけに之が少年教化の殿堂として最もふさはしいものであり又將來われわれは之を永久に保存すべく意圖する必要のあることを切實に感ずる。

定價	一冊 (稅共)	金 二十五錢
定價	六冊 (稅共)	金 一圓五十錢
定價	十二冊 (稅共)	金 三圓
廣告料	第一等 一頁	金 五圓
	第二等 一頁	金 四圓
	第三等 一頁	金 三圓
	通一頁	金 三十圓

注文規定  
● 御注文は總て前金のこと  
● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし  
● 口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
● 御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十年五月二十八日印刷納本  
昭和十年六月一日發行

編輯兼 伊藤忠次郎  
發行人 伊藤忠次郎  
印刷所 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 竹田益平  
印刷所 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 刑務協會印刷部  
發行所 東京市葛飾區西日比谷町一番地 刑務協會

電話掛座 二三三四・三八二五番  
振替口座 東京 二五〇五九番

48<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 6

Juin 1935

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — Des problèmes de la réforme de l'amende.

Teramitsu, T. — De la diligence des prisonniers et ses résultats  
dans le travail pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

F. C. Richmond, The prison of the future.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice